

【様式1】 【こうち男女共同参画プラン 令和元年度事業進捗管理表】

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
183				民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の創設・取組み支援)(再掲)	○応援団と協働した取組の充実に向けた支援 ・従業員への周知を図る「応援団通信」の情報の充実 ・県民に対して応援団が行う取組を紹介するため、新聞広告やパネル等を活用しての広報 ○応援団交流会の開催(職種別にHOW-TO型の支援を行う) ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・育児休暇・育児休業の促進(企業・団体における「育児休業・育児休暇の取得促進宣言」の拡大や取組の横展開)	○応援団と協働した取組のさらなる充実 ・県の施策を企業に取り入れていただくためのアプローチ ・他団体の取組事例を参考にした企業の取組の横展開 ・働き方改革推進支援センターや高知家の女性しごと応援室との全庁連携による取組を進める ○応援団と協働した取組の充実 ・応援団の取組の横展開に向けた一層の支援が必要	○応援団の登録数の増加に向けた取り組み ・出会いサポートセンター訪問員及び県職員による登録勧誘訪問 延べ529回 ○応援団と協働した取組の充実 ・応援団通信の配布 ①(6-7月号)フォーラム開催案内 ②(9月号)妊婦健診・乳幼児検診 ③育児取得促進HOW-TO、間単位年休導入HOW-TO ○応援団等取組事例調査 50団体 ○応援団交流会 第1回「高知家出会い結婚子育て応援フォーラム」 8/2 159名 <成果> ・応援団登録数 733団体 ・「育児宣言」企業 469団体	○応援団と協働した取組の充実 ・応援団に登録後、育休宣言に賛同後の取組の促進への支援が必要 ・先進事例の横展開が必要 ○企業のトップに制度の導入メリットの周知が必要 ○企業の事務の負担軽減に繋がる支援が必要	○応援団と協働した取組の充実に向けた支援 ・従業員への周知を図る「応援団通信」の情報の充実 ・県民に対して応援団が行う取組を紹介するため、新聞広告やパネル等を活用しての広報 ○応援団交流会の開催 ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・育児休暇・育児休業の促進(企業・団体における「育児休業・育児休暇の取得促進宣言」の拡大や取組の横展開)	○応援団と協働した取組のさらなる充実 ・県の施策を企業に取り入れていただくためのアプローチ ・他団体の取組事例を参考にした企業の取組の横展開 ・育児取得(取得前・取得中・復帰後)者の意識啓発	少子対策課
184		(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	①男女がともに働きやすい職場づくり	経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進(女性登用等促進事業)(再掲)	・男女がともに働きやすい職場づくりセミナー開催(管理職・人事担当者向け、働く男性・女性向け、キャリアデザイン)	・セミナー参加者の確保 ・関係先との連携強化	・啓発リーフレットを県内企業等に配布 <成果> ・管理職・人事担当者向けセミナー参加者30名 ・働く男性・女性向けセミナー参加者14名 ・キャリアデザインセミナー 1月22日(火)予定	・昨年度より研修対象者を男性にも広げた。 ・女性の登用に向けて引き続き啓発が必要	男女がともに働きやすい職場づくりセミナー開催(管理職・人事担当者向け、働く男性・女性向け、キャリアデザイン)	・セミナー参加者の確保 ・関係先との連携強化	県民生活・男女共同参画課
185		III 環境を整える	①男女がともに働きやすい職場づくり	関係機関と連携した女性活躍推進法に定める事業主行動計画策定へのアプローチ	・関係先との連携強化	・関係先との連携強化	・上半期の実績なし	-	・関係機関と連携した女性活躍推進法に定める事業主行動計画策定へのアプローチ	・関係先との連携強化	県民生活・男女共同参画課
186				民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施(再掲)	○応援団と協働した取組の充実に向けた支援 ・従業員への周知を図る「応援団通信」の情報の充実 ・県民に対して応援団が行う取組を紹介するため、新聞広告やパネル等を活用しての広報 ○応援団交流会の開催(職種別にHOW-TO型の支援を行う) ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・育児休暇・育児休業の促進(企業・団体における「育児休業・育児休暇の取得促進宣言」の拡大や取組の横展開)	○応援団と協働した取組のさらなる充実 ・県の施策を企業に取り入れていただくためのアプローチ ・他団体の取組事例を参考にした企業の取組の横展開 ・働き方改革推進支援センターや高知家の女性しごと応援室との全庁連携による取組を進める ○応援団と協働した取組の充実 ・応援団の取組の横展開に向けた一層の支援が必要	○応援団の登録数の増加に向けた取り組み ・出会いサポートセンター訪問員及び県職員による登録勧誘訪問 延べ529回 ○応援団と協働した取組の充実 ・応援団通信の配布 ①(6-7月号)フォーラム開催案内 ②(9月号)妊婦健診・乳幼児検診 ③育児取得促進HOW-TO、間単位年休導入HOW-TO ○応援団等取組事例調査 50団体 ○応援団交流会 第1回「高知家出会い結婚子育て応援フォーラム」 8/2 159名 <成果> ・応援団登録数 733団体 ・「育児宣言」企業 469団体	○応援団と協働した取組の充実 ・応援団に登録後、育休宣言に賛同後の取組の促進への支援が必要 ・先進事例の横展開が必要 ○企業のトップに制度の導入メリットの周知が必要 ○企業の事務の負担軽減に繋がる支援が必要	○応援団と協働した取組の充実に向けた支援 ・従業員への周知を図る「応援団通信」の情報の充実 ・県民に対して応援団が行う取組を紹介するため、新聞広告やパネル等を活用しての広報 ○応援団交流会の開催 ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・育児休暇・育児休業の促進(企業・団体における「育児休業・育児休暇の取得促進宣言」の拡大や取組の横展開)	○応援団と協働した取組のさらなる充実 ・県の施策を企業に取り入れていただくためのアプローチ ・他団体の取組事例を参考にした企業の取組の横展開 ・育児取得(取得前・取得中・復帰後)者の意識啓発	少子対策課
187				イクボスの県内普及による意識啓発	・関係機関と連携した女性活躍推進法に定める事業主行動計画策定へのアプローチ	・関係先との連携強化	・上半期の実績なし	-	・関係機関と連携した女性活躍推進法に定める事業主行動計画策定へのアプローチ	・関係先との連携強化	県民生活・男女共同参画課
188				ワークライフバランス推進企業認証制度の広報・普及促進(再掲)	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証推進にかかる訪問件数目標360件 ・認証企業数R2年3月末目標:400社	○認証制度の周知啓発 ○事業主の意識の向上	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証推進にかかる訪問件数233件 ・認証企業数R元年9月末件数:254社	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証件数は着実に伸びており、認証制度が普及し、仕事とそれ以外の生活の充実に向けて取り組む企業が着実に増えている。	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証推進にかかる訪問件数目標360件 ・認証企業数R2年3月末目標:363社	○認証制度の周知啓発 ○事業主の意識の向上	雇用労働政策課
189				労働関係法令等の広報・啓発・周知(再掲)	○働き方改革セミナーの開催 関係機関と連携した企業等へのワーク・ライフ・バランス等働き方改革の周知・啓発を目的にセミナーを開催	○ワーク・ライフ・バランスの周知啓発 ○中小企業におけるのワーク・ライフ・バランスの浸透	R元.7.24 働き方改革推進キックオフセミナー R元.11.27 職場のワークライフバランス促進セミナー 業界団体の総会等での説明会 3回 参加者数 478名 参加企業数 348社	セミナー開催を通じて働き方改革の意義に関する理解が進みつつある	・キャンペーンや、関係機関と連携したセミナー等によりワークライフバランス推進企業認証制度等の周知・啓発を図る	○ワーク・ライフ・バランスの周知啓発 ○中小企業におけるのワーク・ライフ・バランスの浸透	雇用労働政策課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画 (インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画 (インプット)		実施上の課題等
190	III 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ①男女がともに働きやすい職場づくり	高知県中小企業等融資制度の周知	中小企業制度金融貸付事業費(産業活性化融資) 「高知県次世代育成支援企業(H29年6月より高知県ワークライフバランス推進企業)」認証を受けた企業等を対象とする融資制度により、認証企業の取組を資金面から支援する。(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	制度の周知に努める。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化		制度の周知に努める。	H30年度と同等の融資枠を確保予定	制度の周知に努める。	経営支援課
191			県職員の育児休業等の取得促進	H27.31に策定した高知県職員子育てサポートプラン(次世代育成支援行動計画)に基づき、子育て世代が安心して子どもを産み、育てられるような職場環境づくりに努めている。	男性職員の育児休業制度等に関する認識を高めるため、さらに周知に努める。	・年度当初の管理職員向け服務説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知。 ・育児、介護に関する休暇等の制度をまとめた「育児・介護のための高立支援ハンドブック」を更新し、イントラ掲示板に掲載。 ・育児休業取得者(9月末時点) 男性4名、女性12名 ※母数は、現時点で未確定。 ※取得者は、令和元年度(平成31年度)に取得を開始した者(過年度に取得を開始した者は含まない。)	男性職員、女性職員ともに、希望する職員は取得できている。 子育て期の職員に対して、管理職員等からのフォロー(制度利用に関する声かけ等)を継続して行う必要がある。	本年度策定する次期高知県職員子育てサポートプラン(次世代育成支援行動計画)に基づき、育児と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努めていく。	制度を利用しやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。	行政管理課	
192			H27.31に策定した高知県職員子育てサポートプラン(次世代育成支援行動計画)に基づき、子育て世代が安心して子どもを産み、育てられるような職場環境づくりに努めている。	男性職員の育児休業制度等に関する認識を高めるため、さらに周知に努める。	・年度当初の管理職員向け服務説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知。 ・育児、介護に関する休暇等の制度をまとめた「育児・介護のための高立支援ハンドブック」を更新し、イントラ掲示板に掲載。 ・育児休業取得者(9月末時点) 男性0名、女性0名 ※母数は、現時点で未確定。 ※取得者は、令和元年度(平成31年度)に取得を開始した者(過年度に取得を開始した者は含まない。)	子育て期の職員に対して、管理職員等からのフォロー(制度利用に関する声かけ等)を継続して行う必要がある。	本年度策定する次期高知県職員子育てサポートプラン(次世代育成支援行動計画)に基づき、育児と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努めていく。	制度を利用しやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。	教育政策課		
193			・平成30年度の育児休業等の取得状況の把握及び公表。 ・管理職員の人事評価に加えた次世代育成、ワークライフバランスに関する視点の徹底 ・「活力ある学校づくり」リーフレット(改訂版)を管理職員の研修等で活用し、制度のさらなる周知を図る。 ・管理職員による子どもが生まれる教職員に対する面談報告の検証	・制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き行う必要がある。 ・管理職員を含めた教職員に制度への理解の推進を継続的に行うこと。	・男性の育児休業取得率 H29(1.7%)→H30(1.1%) ・男性の配偶者出産休暇取得率 H29(67.9%)→H30(67.9%) ・男性の育児参加休暇取得率 H29(11.3%)→H30(17.1%) ・管理職による面談報告数 H30(98回)うち男性39回	・制度の周知により、配偶者の出産休暇・育児参加休暇は取得率は増加している。 ・男性の育児休業取得率は低下したが、取得者の3名とも200日以上取得しており、平均取得日数は増加した。	・令和元年度の育児休業等の取得状況の把握及び公表。 ・管理職員の次世代育成、ワークライフバランスに関する視点の徹底。 ・管理職員による子どもが生まれる教職員に対する面談実施の周知。	・制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き行う必要がある。 ・管理職を含めた教職員に制度の周知を継続的に行うこと。	教職員・福利課		

通し番号	課 テーマ	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室		
			取組の内容	R1年度実施計画 (インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画 (インプット)		実施上の課題等	
194	Ⅲ 環境を整える (一) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	①男女がともに働きやすい職場づくり	県職員の子育休等取得促進	・これまでの取組を引き続き実施するとともに、制度改正等があった場合にはタイムリーな情報提供に努める。	・意欲・能力を存分に発揮できる環境づくり ・職員の意識の向上	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化		・配偶者出産休暇及び男性の子育休参加休暇の取得率、取得日数が向上した。 ・既存のツールを効果的に活用し、各種制度の周知及び利用促進を図れた。	・男性の子育休の取得促進 ・これまでの取組を引き続き実施するとともに、制度改正等があった場合にはタイムリーな情報提供に努める。	・男性職員の育児参加の推進 ・意欲・能力を存分に発揮できる環境づくり ・職員の意識の向上	警務課
195			職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい環境づくりに努めていく。	職員への介護休暇制度の更なる周知。	・介護休暇取得者数(9月末時点) 3名	継続して制度を周知する必要がある。	職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい職場環境づくりに努めていく。	職員への介護休暇制度の更なる周知。	行政管理課		
196			職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい環境づくりに努めていく。	職員への介護休暇制度の更なる周知。	・介護休暇取得者 1名	継続して制度を周知する必要がある。	職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい職場環境づくりに努めていく。	職員への介護休暇制度の更なる周知。	教育政策課		
197			県職員への介護休業制度の周知	・平成30年度の介護休暇等の取得状況の把握。 ・管理職員の人事評価に加えた次世代育成、ワークライフバランスに関する視点の徹底を図る。	・制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き行う必要がある。 ・管理職員を含めた教職員に制度への理解の推進を継続的に行うこと。	男性の介護休暇取得状況 H29(2名)→H30(3名) 女性の介護休暇取得状況 H29(5名)→H30(8名)	・制度の周知・理解が進み、介護休暇の取得者は増加している。	・令和元年度の介護休暇等の取得状況の把握。 ・管理職員の次世代育成、ワークライフバランスに関する視点の徹底を図る。	・制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き行う必要がある。 ・管理職員を含めた教職員に制度の周知を継続的に行うこと。	教職員・福利課	
198			これまでの取組を引き続き実施するとともに、制度改正等があった場合にはタイムリーな情報提供に努める。	・意欲・能力を存分に発揮できる環境づくり ・職員の意識の向上	・「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を改定し、周知を図った。(R1.10) ・警務課リーダーで育児や介護を行う職員のための休暇・休業制度等について周知を図った。	・これまでの取組により制度の周知や利用促進が一定図られている。 ・既存のツールを効果的に活用し、各種制度の更なる周知及び利用促進を図った。	・これまでの取組を引き続き実施するとともに、制度改正等があった場合にはタイムリーな情報提供に努める。	・意欲・能力を存分に発揮できる環境づくり ・職員の意識の向上	警務課		
199	①男女がともに働きやすい職場づくり	福祉介護就労環境改善事業	・ノーリフティングケアの一層の推進に向けた居宅系事業所への普及啓発 ・福祉機器等導入支援事業費補助金の対象拡充 ・組織内での効果的な定着に向けた研修DVD等の作成 ・広報活動の強化	関係団体を巻き込んだ県全体での取組の推進	・マイスター養成研修9回開催: 69事業所137名が参加 ・技術教育リーダー養成研修9回開催: 73事業所151名が参加 ・ふくし総合フェアや介護の日フォーラム等での普及啓発活動の実施	・「ノーリフティングケア(持ち上げない介護)」は施設系へは一定浸透しているが、通所系・在宅系へのさらなる普及が課題	・福祉機器等導入支援事業費補助金の対象拡充 ・介護事業所認証評価制度の認証法人が福祉機器等導入支援事業費補助金を活用する場合は補助上限額の引き上げ(P) ・優良事例表彰の実施 ・PR動画の作成等、広報強化	関係団体を巻き込んだ県全体での取組の推進	地域福祉政策課		
200		人材定着・離職防止支援事業	・参加宣言法人の掘り起こし強化 ・認証取得に向けた支援策の強化(セミナーや個別コンサルティングの回数増) ・認証法人のPR強化、特設ウェブサイトや広報媒体を通じた学生や一般県民への普及啓発	・小規模事業所の掘り起こし及び認証取得に向けたサポート体制の充実	・参加宣言法人:106法人 第3回認証:5法人32事業所 計119法人127事業所 ・上半期支援セミナー1回開催: 延べ113法人200名が参加	・参加宣言数が伸び悩んでおり、制度の普及啓発やインセンティブ強化が必要	・参加宣言法人の掘り起こし及びフォローアップの強化 ・認証法人のPR強化、特設ウェブサイトや広報媒体を通じた学生や一般県民への普及啓発	関係団体を巻き込んだ県全体での取組の推進	地域福祉政策課		

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
201	Ⅲ 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	② 地域における子育て・介護支援の充実	地域の支え合いによる子育て支援の充実(ファミリー・サポート・センター事業)	・ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ・ニーズが顕在化していない ・病児・病後児への対応	・ファミリー・サポート・センターの開設(仁淀川町4月・四万十市7月) ・子育て支援員研修の実施(15名参加) ・密発リーフレットの作成・配布 ・CM放送による広報 ・子育てイベント等でのPR	・引き続き新規開設に向けた市町村への働きかけと、制度の周知のための広報が必要	・ファミリー・サポート・センターの設置・運営 ・会員増に向けたセンターのPRと研修の実施 ・保育所・幼稚園などとの連携	・会員の確保が困難 ・ニーズが顕在化していない	県民生活・男女共同参画課	
202				保護者ニーズに柔軟に対応可能な多機能型保育事業を推進	・交流事業の段階的な実施 園長会等を通じて、事業説明を実施し、段階的に交流事業に取り組みよう公立施設を含め支援を行う。 ・情報発信 交流事業の内容を周知し、新規事業者の開拓を図る。 子育て支援についての認証制度を開始し 広報の強化を図る。 H31年度実施計画 ・小規模保育等10か所 ・保育所等30か所	・事業実施の必要性について理解を示しているが、事業実施に慎重となっている。(本来の業務への影響やコーディネーターとなる人材の発掘等) ・地域との調整役となるコーディネーターを配置することを求めているが、人材の確保が難しい。	小規模保育事業所:3か所 保育所:6か所 保育所等26か所に訪問し、事業説明 事業実施園と未実施園を交えた交流会の開催	地域の高齢者や子育て世帯が交流できる様々な交流事業が積極的に展開されている。その内容は広報紙やホームページ等で情報発信され周知活動も活発に行われている。	・園庭開放や子育て相談等の実施の状況を把握しながら、多機能型としてのニーズがある地区、園について情報収集し、事業を拡大していく。 ・実施施設による交流事業の内容を周知し、認知度の向上を図る。 令和2年度実施計画 ・小規模保育事業所:6か所 ・保育所:24か所	・事業実施の必要性について理解は示しているが、事業実施に慎重となっている。(本来業務への影響やコーディネーターとなる人材の発掘等) ・地域との調整役となるコーディネーターを配置することを求めているが、人材の確保が難しい。	幼保支援課
203				延長保育、病児保育、一時預かり事業への支援の充実	延長保育 21市町村149か所(地域型保育等を含む) 乳児保育 34市町村 休日保育 5市15か所(地域型保育等を含む) 病児保育 14市町村17か所(居宅訪問型含む) 一時預かり34市町村100か所(幼稚園型含む) ・各市町村における次期子ども子育て支援事業計画の策定状況を踏まえつつ取組みの後押しとなるよう支援していく	・各種保育サービスの実際の利用の状況は少数のものもあり、継続して実施するための人材の配置や確保が難しい。 ・病児保育事業の実施に必要な協力医療機関の確保が難しい。	延長保育 13市町村137か所(地域型保育等を含む) 乳児保育 29市町村 休日保育 5市13か所(地域型保育等を含む) 病児保育 9市町村20か所(居宅訪問型含む) 一時預かり24市町村100か所(幼稚園型含む)	・延長保育、一時預かり事業のニーズは、ほぼ満たしているが、常時ではない少数ニーズについて、施設で対応することは人材確保等困難となっている。 ・病児保育事業の実施に必要な協力医療機関や看護師等の担い手確保が難しく、実施施設が増えない。	延長保育 14市町村137か所(地域型保育等を含む) 乳児保育 34市町村 休日保育 5市15か所(地域型保育等を含む) 病児保育 13市町村25か所(居宅訪問型含む) 一時預かり26市町村108か所(幼稚園型含む) ・各市町村における次期子ども子育て支援事業計画の策定状況を踏まえつつ取組みの後押しとなるよう支援していく	・各サービスを実施するうえで不可欠な人材確保が課題。 ・延長保育、休日保育や病児保育については、施設型でない実施について検討していく必要がある。(ファミリー・サポート・センター事業と連携)	幼保支援課
204	院内保育所運営支援事業	医療従事者の離職防止、再就職の促進及び「病児保育」の実施を図るために、医療法人等の運営する院内保育所設置施設に案内を送付するなど継続実施	医療機関によって保育を必要とする児童数が毎月変動することがある。	・制度を活用している医療機関数:26病院 内訳 民間病院:22院 公的病院:4病院	・制度変更による保育料の無償化や別の制度で事業所内保育所に対する支援もあることから、本補助制度の利用施設数は横ばい。 ・24時間保育や病児保育、休日保育を実施している院内保育所の運営事業に補助を実施 ・看護職員等の離職防止に貢献	・医療従事者の離職防止、再就職の促進を図るため、院内保育所を運営する施設へ補助を継続	・施設によって保育を必要とする児童数が月毎に変動する場合がある。	医療政策課			
205	Ⅲ 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	② 地域における子育て・介護支援の充実	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) 子ども教室145(41)か所 児童クラブ180(96)か所 ○児童クラブ施設整備への助成 11か所 ○放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 ○保護者利用料の減免への助成 ○児童クラブの開設時間延長への支援 ○学び場人材バンクの活動 ○活動内容の充実と指導員等の人材育成 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 9~9月	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(98)か所 子ども教室又は児童クラブの実施校率 R元申請:95.8%(182/190) ○児童クラブ施設整備への助成 4市11か所予定 ○放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 ○保護者利用料の減免への助成 ○児童クラブの開設時間延長への支援 ○学び場人材バンクによる支援 ○活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・防災研修(安全・安心): 3箇所(受講者217名、満足度88.6%) ・防犯研修: 2箇所(受講者147名、満足度88.9%) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(30名研修) ・全市町村訪問、取組状況調査 9月~(成果) ・各種資質向上研修等において、一定の参加者数、満足度を得るとともに、理解が深まった。	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 R元年度実施状況(見込) 子ども教室 145か所 児童クラブ 185か所 ○各子ども教室や児童クラブの活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、各種資質の向上や学校等との情報共有が求められるため、引き続き人材育成等の支援を行っている。	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) 子ども教室144(41)か所 児童クラブ189(100)か所 ○児童クラブ施設整備への助成 14か所 ○放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 ○保護者利用料の減免への助成 ○児童クラブの開設時間延長への支援 ○学び場人材バンクの活動 ○活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日×1回 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修実施	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、園が示す施設基準を満たしていない児童クラブへの対応を含め、施設整備を引き続き行う必要がある。併せて、新たな施設の整備に伴い従事する職員の確保も課題。 ・各子ども教室や児童クラブの活動内容には差があり、充実した活動事例の共有や、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上などが求められる。 ・家庭生活の困難等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境を整備する必要がある。	生涯学習課		
206				放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実(放課後子ども総合プラン推進事業)	2 地域学校協働活動推進事業 34市町村1組合183本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校)	2 地域学校協働活動推進事業 ・市町村や学校によって、地域	2 地域学校協働活動推進事業 ○全市町村で地域学校協働活動推				

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
			・介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 〇市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 〇活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布 ・取組状況調査(9月) 〇学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。 一関係団体との連携を強化し、活動に携わる地域人材の確保を図る。 引き続き民生委員・児童委員の活動への参画状況を把握し、参加率100%を目指して働きかけを行う。 〇地域コーディネーター人材の確保・育成につながる研修の場を引き続き提供していくとともに、実践に役立つハンドブックを作成・配布し、底上げを図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 進事業の取組が行われている。 ・R元実施状況(見込) 168小学校、98中学校、2義務教育学校 地域学校協働活動(R元計画)27,125回 ※6月調査結果 〇高知県版地域学校協働本部実施校の数は、昨年度の各市町村の高知県版設置計画を上回る55校(5校増)で取組が進められている。 〇今後、取組状況調査結果等をもとに事業効果・課題を検証するとともに、市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援や事業実施にかかる個別支援等を行っていく。 			
206	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	②地域における子育て、介護支援の充実		<ul style="list-style-type: none"> (こうち男女共同参画センター管理運営費) ・啓発誌の改訂や講演、研修会の開催等開発事業の他、図書等利用PR事業、ホームページやメールマガジン、SNSの活用による啓発・広報 	効果的な啓発・広報の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発誌「ぐーきよばー」活用や啓発パネル貸出しによる啓発 ・男女共同参画に関する情報、ソール事業や暮らしに関するコーナー掲載による広報・啓発のため、情報誌「ソール・スコープ」vol88～89発行 ・「セナナーガイド」発行(4月、10月)による、ソールでの男女共同参画・女性問題に関する講演会、研修会開催の広報 ・ホームページやメールマガジンによる広報 ・様々な媒体による広範囲な啓発・広報が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発誌、情報誌の配布先が団体・企業中心であることからより広範囲な啓発・広報が可能 ・これまで男女共同参画について学び機会がなかった県民への啓発 ・男女共同参画の視点での実践的な災害への備えを学び、今後の日常生活や防災活動に活用 	<ul style="list-style-type: none"> (こうち男女共同参画センター管理運営費) ・啓発誌の改訂や講演、研修会の開催等開発事業の他、図書等利用PR事業、ホームページやメールマガジン、SNSの活用による啓発・広報 	効果的な啓発・広報の検討	県民生活・男女共同参画課
207	Ⅲ環境を整える			<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター 〇訪問活動による周知 ・市町村の母子保健や子育て支援を所管する部署等を訪問し、センターの情報提供やひとり親等の対象者への支援制度周知を依頼 〇移動相談の実施方法の見直し ・事前予約受付中の事実を知ってもらうための方法を確立すること (候補)①検HP、フェイスブック等SNS②センターチラシ③市町村(訪問活動)における訪問先配布資料へ記載④福祉保健所 ◆高等職業訓練促進給付金等 〇訪問活動による周知 ・看護師や介護福祉士等を養成する専門学校等を訪問し、センターの情報提供を行うとともに、ひとり親等の学生への支援制度周知を依頼(※ひとり親支援の給付金の広報は、専門学校等にとって入学者数の増加につながる) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター 〇訪問活動による周知 一訪問活動の効果を把握することが困難であること 〇移動相談の実施方法の見直し ・事前予約受付中の事実を知ってもらうための方法を確立すること ①検HP、フェイスブック等SNS②センターチラシ③市町村(訪問活動)における訪問先配布資料へ記載④福祉保健所 ◆高等職業訓練促進給付金等 〇訪問活動による周知 一訪問活動の効果を把握することが困難であること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ・相談件数:445件(430年度同時期:358件) ・就職決定者数:19人(同:23人) ・移動相談回数:6回(同:24回) 〇訪問活動による周知 ・龍馬看護士専門学校 他 ・四万十市母子保健部門 他 〇移動相談の実施方法の見直し ・事前予約制出張相談利用者数:0人 ◆高等職業訓練促進給付金等 〇訪問活動による周知 ・龍馬看護士専門学校 他 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ・事前予約制出張相談の利用を促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター 〇訪問活動による周知 ・センターによる市町村の訪問活動等による協力依頼 ◆高等職業訓練促進給付金等 〇訪問活動の効果の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター 〇市町村と連携するための関係構築 ◆高等職業訓練促進給付金等 〇訪問活動の効果の把握 	児童家庭課
208				<ul style="list-style-type: none"> 〇母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 〇ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布し制度の周知を図る 〇SNS等を活用し、広報媒体を拡大する。 〇貸付金の申請窓口となる市町村役場及び県福祉保健所担当者に対し、制度の内容及び目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全やかな育成を支援する)の周知を行うことにより、貸付申請者に対し適切な案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇ニーズへの対応及び制度の周知のための関係機関との連携。 〇広報媒体や活動時期の検討のために、ひとり親家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付制度の認知度を把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇母子家庭の母、父子家庭の父に各種資金を貸付令和元年度9月末現在貸付件数:46件(新規14件、継続32件) 〇ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布(22,500部作成) 〇市町村役場及び県福祉保健所担当者向けにひとり親家庭福祉事務等担当者会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〇貸付人数は、対前年同期比79%で減少している(前年同期:58件)。周知の拡大を行う中での減少であり、他の貸付・給付の制度の拡充による影響もあると考える。 〇ひとり親家庭等福祉のしおりについて、医療機関やコンビニエンスストア等に配布先を拡大して配布することにより、より多くの人への周知を図った。 〇担当者会の実施により、制度の内容及び目的について参加者の理解の促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 〇ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布し制度の周知を図る。 〇SNS等を活用し、広報媒体を拡大する。 〇貸付金の申請窓口となる市町村役場及び県福祉保健所担当者に対し、制度の内容及び目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全やかな育成を支援する)の周知を行うことにより、貸付の相談者に対し適切な案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇ニーズへの対応及び制度の周知のための関係機関との連携。 〇制度の周知にあたって、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の利用者・相談者が、制度の情報をどのように入手したのか把握することで、広報媒体や広報場所を検討する必要がある。 	児童家庭課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室			
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等		
209	III 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	②地域における子育て・介護支援の充実	子育て支援に係る広報・啓発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○こうちブレマnetの活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報(市町村を通じて、妊産婦等にもチラシを配布) ・SNSなどによる周知を併用した周知 ・子育てサークル等の活動やイベント情報の提供・充実等 ・高知家の出会い・結婚子育て応援コーナーの相談業務を通じた紹介等 ○子育て出前講座 7回 ○父子手帳「パパの本」の配布 母子手帳発行時に市町村窓口を通じて配布 ○応援団と協働した取組の充実に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への周知を図る「応援団通信」の情報の充実 ・県民に対して応援団が行う取組を紹介するため、新聞広告やパネル等を活用しての広報 ・応援団交流会の開催(職種別にHOW-TO型の支援を行う) ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・育児休暇・育児休業の促進(企業・団体における「育児休業・育児休業の取得促進宣言」の拡大や取組の横展開) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ターゲット層に繋がる効果的な広報・啓発の取り組み ○企業への積極的な周知 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援団との協調活動 ○応援団と協働した取組のさらなる充実 <ul style="list-style-type: none"> ・県の施策を企業に取り入れていただくためのアプローチ ・他団体の取組事例を参考にした企業の取組の横展開 ・働き方改革推進支援センターや高知家の女性しごと応援室との全庁連携による取組を進める ○応援団と協働した取組の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・応援団の取組の横展開に向けた一層の支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 <ul style="list-style-type: none"> ○こうちブレマnetの活用促進 ・こうちブレマnet周知用チラシの作成、配布 251カ所(市町村(母子保健・子育て支援)、地域子育て支援センター、医療機関) ・こうちブレマnetイベントカレンダーに子育てサークルのイベント情報や地域子育て支援センターのお便りを随時掲載 ・サイトアクセス数 18,909件 (R1年度月平均アクセス数3,152件) ○子育て出前講座 2回実施 6/1、7/30 34名参加(男性18名、女性16名) ○父子手帳「パパの本」の配布 251カ所(市町村(母子保健・子育て支援)、地域子育て支援センター、医療機関)に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうちブレマnetの活用促進 いるんなら周知を図るとともに、子育てに関する情報基地となるよう、市町村にも活用を促していくことで啓発効果が高まっていくと思われる。 ○子育て出前講座 男性の参加もあり、家庭での育児参加について考える機会になっている。 ○父子手帳「パパの本」の配布 医療機関にも配布したことで、産婦人科等でも「パパの本」の活用、配布につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうちブレマnetの活用促進 県民への広報(講演会等機会あるごとに周知を行う) ・子育てサークル等のイベント情報について、他の子育てサークルや地域子育て支援センターへ随時、周知を行う。 ○子育て出前講座 4回 ○父子手帳「パパの本」の配布 市町村窓口(母子健康手帳発行時)や医療機関を通じて配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ターゲット層に繋がる効果的な広報・啓発の取り組み ◆企業への積極的な周知 ◆高知家の出会い・結婚・子育て応援団との協調活動 ○応援団と協働した取組のさらなる充実 ・県の施策を企業に取り入れていただくための問題提起 ・他団体の取組事例を参考にした企業の取組の横展開 	児童家庭課 少子対策課		
					子育てで家庭応援事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○OHPの活用促進 ○新規協賛事業所の開拓 好事例集を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者を増やすため、取組の認知度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛事業所登録の呼びかけ 第7期協賛店舗登録更新 ・子育て応援の店524店舗 (R1.9月末現在) 第7期新規登録27店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録の更新を機に再登録しない店舗有り。一方で同事業が全国展開されたことにより、チェーン店等の登録が増えている。 ○まだ取組の認知が広がっていないことから、各店舗での取組が県民に見える仕組みづくりが引き続き必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうちブレマnetの周知及び機会あるごとに優待券を配布 ○新規協賛事業所の開拓 		<ul style="list-style-type: none"> 利用者を増やすため、取組の認知度の向上 	児童家庭課
					地域における子育て支援の充実(男女共同参画に関する講演・講座、地域子育て支援拠点等運営事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代向けの防災教室 ・主催する講座・講演会等での託児サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係グループ・団体への・事業内容の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子防災教室(8月実施)10組25名参加 ・子育て世代がソーレへ来館する機会を確保するとともに子育てを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな子供を持つ子育て世帯にとって、災害から身を守るための知恵や、災害時に実践できる工夫に関する知識のニーズは高い。 ・小学生までを対象とした8月の教室は、夏休み期間中に、日本防災士会高知の協力を得てポリ袋クッキングを実施したが、会場の調理室のキャパシティの関係で定員を大きく超える申し込みがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代向けの防災教室 ・主催する講座・講演会等での託児サービス 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係グループ・団体への・事業内容の周知 	
212	②家庭や地域における子育て・介護環境の整備	地域における子育て支援の充実(男女共同参画に関する講演・講座、地域子育て支援拠点等運営事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点の適切な設置促進及び機能強化 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーの相談機能を活かした子育て支援拠点のバックアップ ○子育てで家庭のニーズに応じた講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で多様な子育て家庭のニーズに対応できる支援体制の確保及び拠点の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援拠点の設置状況 ・24市町村1広域連合48ヶ所(R元.11末現在) ○高知家の出会い・結婚子育て応援コーナー 専門相談員による子育て拠点等への支援 ・延63ヶ所:相談件数207件(R元.11末現在) ○子育て講座 46回実施予定 ・愛着形成 20回 ・家庭教育支援 26回 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援拠点の設置については、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき設置が進んでいる。 ○妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援体制(高知版ネウボラ)の構築にむけ、市町村とともに取り組見ながら県内への拡充を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点の適切な設置促進及び機能強化 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーの相談機能を活かした子育て支援拠点のバックアップ ○子育てで家庭のニーズに応じた講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で多様な子育て家庭のニーズに対応できる支援体制の確保及び拠点の機能強化 	児童家庭課				

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
213	Ⅲ 環境を整える (ワーク・ライフ・バランス)	② 家庭や地域における子育て・介護環境の整備	子育て短期支援事業	○子育て短期支援事業の周知と活用に向けた協議 ○里親制度の周知	○児童養護施設や里親等の委託先が近隣にないため、全市町村での事業の活用に至っていない。 ○新たな委託先の開拓にあたって里親制度そのものの周知が必要	○里親制度説明会・相談会の実施(5月:四万十市、6月:高知市、7月南国市) ○市町村課長・係長会での里親制度等の説明(4月) ○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 【成果】 ○里親制度説明会・相談会参加者:計6組7人 ○事業実施市町村:22	○里親制度説明会・相談会の参加者が伸び悩んでおり、効果的な広報啓発活動の方法について検討が必要。	○ホームページ、SNSの活用等、訴求性・即応性のある広報啓発方法の検討 ○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 ○市町村向けの説明会やヒアリング等の場を活用した事業実施の働き掛け	○新規里親の開拓 ○事業実施市町村の拡大	児童家庭課
214			乳児家庭全戸訪問事業	○乳児家庭全戸訪問事業を活用した市町村における見守り支援体制の充実に向けた協議	○出生数の少なさや事務手続きの負担等から全市町村での活用に至っていない。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 【成果】 ○事業実施市町村:20	○市町村における児童相談体制や母子保健部署との連携の強化を進める中で、事業の活用について働き掛けを行う。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 ○市町村向けの説明会やヒアリング等の場を活用した事業実施の働き掛け	○事業実施市町村の拡大	児童家庭課
215			養育支援訪問事業	○養育支援訪問事業を活用した市町村における見守り支援体制の充実に向けた協議	○養育支援を実施できる委託先や人材の不足により、全市町村での活用に至っていない。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 【成果】 ○事業実施市町村:18	○市町村における児童相談体制や母子保健部署との連携の強化を進める中で、事業の活用について働き掛けを行う。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 ○市町村向けの説明会やヒアリング等の場を活用した事業実施の働き掛け	○事業実施市町村の拡大	児童家庭課
216			子育て出前講座(地域子育て支援事業)	企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)	◆効果的な広報、啓発の実施 出会い・結婚・子育て応援団への周知活動(継続)	(再掲) ○高地家の出会い・結婚・子育て応援団や次世代育成支援認証企業等企業等への事業周知 ・ワークライフバランス推進企業認証235社へ周知 ○子育て出前講座 2回実施 6/1、7/30 34名参加(男性18名、女性16名)	仕事や家事に対する男女の考え方の違いなどワークショップを通じて、理解し合う機会となり、家庭内での役割の持ち方を考えることに繋がる学習となっている。	企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)	◆効果的な広報、啓発の実施	児童家庭課
217	1 仕事と生活	② 家庭や地域	地域包括ケアシステムの構築(介護サービスの充実・確保)	・市町村が実施する住宅等改造支援補助事業への助成と、適切な改造を行うことを目的として現地にアドバイザーの派遣を行う。 ・市町村が実施する市町村担当者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す。 ・中山間地域介護サービス確保対策事業を実施する市町村への支援	・住宅等改造支援事業費補助金 助成件数 32件 (高齢者用 25件 支え合いの地域づくり用 7件) ・住宅等改造アドバイザー派遣事業 派遣件数 0件 ・中山間地域介護サービス確保対策事業 20市町村で実施	・住宅等改造を支援することで、高齢者が住み慣れた場所で安心して在宅生活を送れるよう住宅のバリアフリー化の推進を図った。また、高齢者が安全に利用でき、生きがいづくりや介護予防の場づくり、災害時等の地域の見守りに資するものとなるよう、公民館等の改造を支援した。 ・中山間地域では、利用者が点在しており訪問等の効率が悪く、多様な介護ニーズがありながらもサービスが行き届かない状況もあることから、引き続き支援が必要。	・市町村が実施する住宅等改造支援補助事業への助成と、引き続き適切な改造を行うことを目的として現地にアドバイザーの派遣を行う。 ・市町村が実施する市町村担当者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣する。 ・中山間地域確保対策事業を実施する市町村への支援	・地域包括ケアシステムの構築(介護サービスの充実・確保)	高齢者福祉課	
218			相談体制の充実	・高齢者総合相談窓口での相談受付及び相談窓口の周知	地域包括支援センターなど、他機関の相談窓口も含め、広く周知を行う必要がある。	・高齢者総合相談事業の実施 一般相談:502件 専門相談:13件	・特定の相談者からの相談が多くなった時期があり、昨年に比べて相談件数は大幅に増加した。財産・金銭や消費生活、終活に関することなどの相談が増えるなど、様々な相談が継続的に寄せられている。	・高齢者総合相談窓口での相談受付及び相談窓口の周知	・地域包括支援センターなど、他機関の相談窓口も含め、広く周知を行う必要がある。	高齢者福祉課
219			介護支援情報の提供・広報・啓発(再掲)	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口での相談受付及び相談窓口の周知 ・認知症コールセンターによる認知症本人、介護者等からの相談対応及び事業の周知	地域包括支援センターなど、他機関の相談窓口も含め、広く周知を行う必要がある。	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談事業の実施 一般相談:502件 専門相談:13件 ・認知症コールセンター相談件数:171件	・特定の相談者からの相談が多くなった時期があり、昨年に比べて相談件数は大幅に増加した。財産・金銭や消費生活、終活に関することなどの相談が増えるなど、様々な相談が継続的に寄せられている。 ・認知症コールセンターへの相談件数は昨年度に比べ減少しており、相談窓口の周知の方法等工夫の必要がある。	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口での相談受付及び相談窓口の周知 ・認知症コールセンターによる認知症本人、介護者等からの相談対応及び事業の周知	・地域包括支援センターなど、他機関の相談窓口も含め、広く周知を行う必要がある。	高齢者福祉課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
220	III	環境を整える	域における子育て・介護環境の整備	・新聞等への介護支援情報の掲載 ・福祉用具の常設展示による介護支援情報の提供	・県民ニーズに対応した介護支援情報の提供	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・介護や福祉に関する様々な情報や機器を貸出という方法で、手軽に入手できるよう努めた。 ・福祉用具を一室に集め、実際に手に取ったり、体験することにより、さまざまな障害やそれに合った用具や介護方法があることを学ぶ機会を提供することができた。	・新聞等への介護支援情報の掲載 ・福祉用具の常設展示による介護支援情報の提供	・県民ニーズに対応した介護支援情報の提供	地域福祉政策課	
221			独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進	(ボランティアセンター事業) ・福祉教育基礎講座の開催 ・ボランティアコーディネーター研修事業の実施	・社協と学校、教育委員会の連携 ・学校現場における福祉教育の継続的実施 ・市町村ボランティアセンターの機能強化 ・ボランティア受入団体のコーディネート機能の強化	①福祉教育検討会の開催。 市町村社協に福祉教育の状況についてアンケート実施 【アンケート結果】 ・提案のプログラムづくりに参加(19/34) ・講師として協力(25/34) ・市町村教委との連携(14/34) ・地域学校協働本部との連携9/34 ②福祉教育基礎研修を開催し、福祉教育・ボランティア学習に関わる者が、その学習を進めるための知識や技術を習得することができた。 5月31日(金)13:00-15:00 13名参加 ③ボランティアコーディネーター研修を開催し、ボランティアを受け入れるためのコーディネートの知識・技術の向上を図った。 5月14日(火)13:30-16:30 対象:社協 11名参加 5月19日(水)9:30-12:30 対象:施設 18名参加	①地域福祉を担う人材を育成するには、若年層への働きかけが重要であり、学校との連携が必要不可欠であるが、学校との連携が不十分 ②③福祉教育・ボランティア学習に関わる市町村ボランティアセンター等の職員の異動や経験不足に対応するため、取組の継続が必要	(ボランティアセンター事業) ①社協と学校、教育委員会が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施及び防災福祉教育のプログラムづくりの検討会の開催 ②福祉教育基礎講座の開催 ③ボランティアコーディネーター研修事業の実施	①学校及び教育委員会の取組への理解促進	地域福祉政策課	
222				引き続き各種セミナー等において、参加者ニーズを把握した取組を実施するとともに、NPOの地域課題解決力が高まるように支援する。	NPOと大学や企業など他のセクターとの創造的・発展的なネットワークの構築	各種セミナー等では、参加者のニーズを把握した上で、第4次高知県社会貢献活動支援推進計画の推進に向け、内容・テーマ等の見直しを行った。 ナツボラ(夏のボランティア体験2019)では、1,183名の参加があり、昨年度比10.6%の増加となった。 適切なセミナーの実施やナツボラ参加者の増加など、性差にかかわらず一人ひとりが主体となって取り組むNPO活動が進展することで、男女共同参画に向けた地域での意識啓発が図られた。	ナツボラにより若年者の参加の拡大など、NPO活動の裾野は広がっているが、学校の方針で義務的に参加する者も散見される。 ナツボラの参加者へのアンケート調査(12月10日現在集計中)を踏まえ、参加者がより主体性を持つためのメニュー、仕組みを考える必要がある。	NPO活動を推進するため、第4次高知県社会貢献活動支援推進計画に沿った体系的なセミナー等を実施する。 ナツボラ等によりNPO活動の裾野を広げる取組の量的、質的な拡充を図るため、効果的な広報及び調整を実施する。	ナツボラの経験者等に継続的にNPO活動に関心をもち、関わってもらうための仕組み作り。 大学等との多面的な連携。	県民生活・男女共同参画課	
223			②家庭や地域における子育て・介護環境の整備	男性対象家事(料理)・介護の基礎講座の開催	県民に対する介護講座事業の周知・参加の促進	○県民介護講座(R1年9月まで実績) ・体験入門講座(各コース随時開催) 見学コース 5回81名 高齢者疑似体験コース 5回81名 車イス体験コース 5回81名 ・家庭介護基礎講座(全5回) 知っておきたい家庭介護の基本 2回42名 お口のお手入れ 1回14名 ・高齢期知つとく講座(全20回) 介護保険施設の利用等 13回280名	・福祉用具の見学や高齢者疑似体験、車椅子の体験を行い、介護を身近に感じ、興味を持ってもらう機会を提供した。 ・生活や病気、さまざまな支援制度など身の回りの知識を学ぶことにより、介護だけではなく高齢者の生活や制度についての知識を深めることができた。 ・地域でも気軽に介護について学べる環境を整えることにより、介護に対する知識を深めたり、研修への参加意識を高めることができた。	県民に対する介護講座事業の開催	県民介護講座事業の周知・参加の促進	地域福祉政策課	
224				男性対象家事講座の開催	・ニーズの把握と講座内容の検討 ・男性への周知・広報	-	-	男性対象家事講座の開催	・ニーズの把握と講座内容の検討 ・男性への周知・広報	ソーレ	
225			(1)仕事と生活	労働関係法令等の広報、啓発、周知(再掲)	○働き方改革セミナーの開催 関係機関と連携し企業等へのワーク・ライフ・バランス等働き方改革の周知・啓発を目的にセミナーを開催	○ワーク・ライフ・バランスの周知啓発 ○中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの浸透	R元.7.24 働き方改革推進キックオフセミナー R元.11.27 職場のワークライフバランス促進セミナー 業界団体の総会等での説明会 3回 参加者数 478名 参加企業数 348社	セミナー開催を通じて働き方改革の意義に関する理解が進みつつある	・キャンペーンや、関係機関と連携したセミナー等によりワークライフバランス推進企業認証制度等の周知・啓発を図る	○ワーク・ライフ・バランスの周知啓発 ○中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの浸透	雇用労働政策課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
226	III	環境を整える	③ 女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証推進にかかる訪問件数目標360件 ・認証企業数R2年3月末目標:400社	○認証制度の周知啓発 ○事業主の意識の向上	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証推進にかかる訪問件数233件 ・認証企業数R元年9月末件数:254社	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証件数は着実に伸びており、認証制度が普及し、仕事とそれ以外の生活の充実に向けて取り組む企業が着実に増えている。	○ワークライフバランス推進企業認証制度 ・認証推進にかかる訪問件数目標360件 ・認証企業数R2年3月末目標:363社	○認証制度の周知啓発 ○事業主の意識の向上	雇用労働政策課
227	III	環境を整える			○こうちプレマnetの活用促進 ・県民への広報(市町村を通じて、妊産婦等にもチラシを配布) ・SNSなどによる周知を併用した周知 ・子育てサークル等の活動やイベント情報の提供・充実等 ・高知家の出会い結婚子育て応援コーナーの相談業務を通じた紹介等 ○子育て出前講座 7回 ○父子手帳「パパの本」の配布 母子手帳発行時に市町村窓口を通じて配布 ○応援団と協働した取組の充実に向けた支援 ・従業員への周知を図る「応援団通信」の情報の充実 ・県民に対して応援団が行う取組を紹介するため、新聞広告やパネル等を活用しての広報 ・応援団交流会の開催(職種別にHOW-TO型の支援を行う) ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・育児休暇・育児休業の促進(企業・団体における「育児休業・育児休業の取得促進宣言」の拡大や取組の横展開)	○ターゲット層に繋がる効果的な広報・啓発の取り組み ○企業への積極的な周知 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援団との協調活動	○こうちプレマnetの活用促進 ・こうちプレマnet周知用チラシの作成、配布 251カ所(市町村(母子保健・子育て支援)、地域子育て支援センター、医療機関) ・こうちプレマnetイベントカレンダーに子育てサークルのイベント情報や地域子育て支援センターのお便りを随時掲載 ・サイトアクセス数 18,909件 (R1年度月平均アクセス数3,152件) ○子育て出前講座 2回実施 6/1、7/30 34名参加(男性18名、女性16名) ○父子手帳「パパの本」の配布 251カ所(市町村(母子保健・子育て支援)、地域子育て支援センター、医療機関)に配布	○こうちプレマnetの活用促進 いろいろな場面で周知を図るとともに、子育てに関する情報基地となるよう、市町村にも活用を促していくことで啓発効果が高まっていくと思われる。 ○子育て出前講座 男性の参加もあり、家庭での育児参加について考える機会になっている。 ○父子手帳「パパの本」の配布 医療機関にも配布したことで、産婦人科等でもパパの本の活用、配布につながっている。	○こうちプレマnetの活用促進 県民への広報(講演会等機会あるごとに周知を行う) 子育てサークル等のイベント情報について、他の子育てサークルや地域子育て支援センターへ随時、周知を行う。 ○子育て出前講座 4回 ○父子手帳「パパの本」の配布 市町村窓口(母子健康手帳発行時)や医療機関を通じて配布を行う。	◆ターゲット層に繋がる効果的な広報・啓発の取り組み ◆企業への積極的な周知 ◆高知家の出会い・結婚・子育て応援団との協調活動 ○応援団と協働した取組のさらなる充実 ・県の施策を企業に取り入れていただくための問題提起 ・他団体の取組事例を参考にした企業の取組の横展開	児童家庭課 少子対策課
228	III	環境を整える			仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	機会を通じて啓発を図る。	—	量販店(サニーマート)と共同でおとう飯キャンペーンに関連したイベントを実施し、男性の家事・育児の負担に向けた啓発を行った。 令和1年5月13日～6月15日まで 県内6店舗	多角的な方法で、啓発することができた。	・機会を通じてさらに啓発を図る	—
229	III	環境を整える	③ 女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	女性のチャレンジ・エンパワメント支援(再掲)	男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成のため、職場及び防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施 ・女性の活躍応援 ・女性防災プロジェクト ・エンパワメント講座 ・就労支援パソコン講座	・参加者に対する職場の協力 ・関係機関との連携	職場及び防災の2分野におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を行った。 ・女性の活躍応援(31名)1回開催 ・女性防災プロジェクト(延べ91名)4回開催 女性の就業・起業支援事業として ・就労支援パソコン講座 4コース57名参加	・企業や参加者のニーズを把握し、プログラム内容の十分な検証が必要 ・女性防災プロジェクトでは、受講者によって防災に関するグループが結成されるなど、新たな動きにつながった。 ・女性の活躍応援では、ソレまっつりへのブース出展など、より具体的な目標を設定したことで、講座の活性化につながった。 ・就労支援パソコン講座は、未就業者よりも就業者が受講するケースが増加してきている。	男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性を育成するため、職場及び防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施 ・女性の活躍応援 ・女性防災プロジェクト ・エンパワメント講座 ・就労支援パソコン講座	・参加者に対する職場の協力 ・関係機関との連携 ・就労支援パソコン講座は、事業の再構築が必要	ソーレ
230	III	環境を整える		団体等の自主活動支援及び相互交流の促進(ソーレえいど事業等)	【ソーレ・えいど事業】 事業主体:男女共同参画を推進するグループ・団体等 対象事業:広く県民を対象として実施される事業で、男女共同参画社会の推進に資する講演会や講座、調査研究等 内容:1企画上限20万円以内 ・ソーレまっつり2020の開催	・関係グループ・団体への事業内容の周知 ・ソーレまっつり開催周知のための広報	・ソーレ・えいど事業 ①こうちねっと見守り会議 ②特定非営利活動法人キャリアコンサルタント協会 ③ママの働き方応援隊高知校 ・ソーレまっつり2020(1月実施)	・ソーレ・えいど事業には3団体から応募があり、3団体すべてを採択した。なお、対象事業が高知市以外で実施されるものに対して別に助成枠を設けているが、応募はなかった。	【ソーレ・えいど事業】 事業主体:男女共同参画を推進するグループ・団体等 対象事業:広く県民を対象として実施される事業で、男女共同参画社会の推進に資する講演会や講座、調査研究等 内容:1企画上限20万円以内 ・ソーレまっつり2021の開催	関係グループ・団体への事業内容の周知	ソーレ

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
231		ランス)	つくり	NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ピッピネット/広報誌など)(再掲)	(バーチャルボランティアセンター事業) ・HPの管理運営 ・広報グッズ活用等によるピッピネットの周知 ・新規登録団体の開拓	ピッピネットの広報、周知	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 H28.9末648団体、H29.9末514団体、H30.9末488団体、R111末509団体 ・ボランティア情報の発信(18件) ・掲載イベント64件 ・新規12団体(システム調整によりピッピネット未登録)	・ボランティア活動紹介を充実させるなど、ボランティア活動の推進が図られている。	(バーチャルボランティアセンター事業) ・HPの管理運営 ・広報グッズ活用等によるピッピネットの周知 ・新規登録団体の開拓	地域福祉政策課	
232				引き続き、情報提供を行う。		NPO活動が活性化するような、ニーズに細かく沿った情報提供のあり方を検討していくこと。	令和元年9月末認証数:337 NPO活動の情報を適宜提供していくことで、地域課題を解決するための手段としてのNPO法人についての認知が広がっている。	参加者の高齢化などで解散する団体がある一方で、地域課題の解決にむけたNPO法人も着実に出てきている。	引き続き、時宜をえた情報提供を行う。	参加者の裾野が広がり、NPO活動が活性化するような、ニーズに細かく沿った情報提供のあり方を検討していくこと。	県民生活・男女共同参画課
233			③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	引き続き各種セミナー等において、参加者ニーズを把握した取組を実施するとともに、NPOの地域課題解決力が高まるように支援する。	NPOと大学や企業など他のセクターとの創造的・発展的なネットワークの構築	各種セミナー等では、参加者のニーズを把握した上で、第4次高知県社会貢献活動支援推進計画の推進に向け、内容・テーマ等の見直しを行った。 ナツボラ(夏のボランティア体験2019)では、1,183人の参加があり、昨年度比10.6%の増加となった。 適切なセミナーの実施やナツボラ参加者の増加など、性差にかかわらず「一人ひとり」が主体となって取り組むNPO活動が進展することで、男女共同参画に向けた地域での意識啓発が図られた。	ナツボラにより若年者の参加の拡大など、NPO活動の裾野は広がりにつつあるが、学校の方針で義務的に参加する者も散見される。 ナツボラの参加者へのアンケート調査(12月10日現在集計中)を踏まえ、参加者がより主体性を持つるメニユー、仕組みを考える必要がある。	NPO活動を推進するため、第4次高知県社会貢献活動支援推進計画に沿った体系的なセミナー等を実施する。 ナツボラ等によりNPO活動の裾野を広げる取組の量的、質的な拡充を図るため、効果的な広報及び調整を実施する。	ナツボラの経験者等に継続的にNPO活動に関心をもち、関わってもらうための仕組み作り、大学等との多面的な連携。	県民生活・男女共同参画課
234			Ⅲ 環境を整える	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	引き続き各種セミナー等において、参加者ニーズを把握した取組を実施するとともに、NPOの地域課題解決力が高まるように支援する。	NPOと大学や企業など他のセクターとの創造的・発展的なネットワークの構築	各種セミナー等では、参加者のニーズを把握した上で、第4次高知県社会貢献活動支援推進計画の推進に向け、内容・テーマ等の見直しを行った。 ナツボラ(夏のボランティア体験2019)では、1,183人の参加があり、昨年度比10.6%の増加となった。 適切なセミナーの実施やナツボラ参加者の増加など、性差にかかわらず「一人ひとり」が主体となって取り組むNPO活動が進展することで、男女共同参画に向けた地域での意識啓発が図られた。	ナツボラにより若年者の参加の拡大など、NPO活動の裾野は広がりにつつあるが、学校の方針で義務的に参加する者も散見される。 ナツボラの参加者へのアンケート調査(12月10日現在集計中)を踏まえ、参加者がより主体性を持つるメニユー、仕組みを考える必要がある。	NPO活動を推進するため、第4次高知県社会貢献活動支援推進計画に沿った体系的なセミナー等を実施する。 ナツボラ等によりNPO活動の裾野を広げる取組の量的、質的な拡充を図るため、効果的な広報及び調整を実施する。	ナツボラの経験者等に継続的にNPO活動に関心をもち、関わってもらうための仕組み作り、大学等との多面的な連携。	県民生活・男女共同参画課
235			環境を整える	・地域のニーズに基づいた、身近な教室や気軽に参加できるスポーツイベントなど、スポーツ実施のきっかけ作りとなる取組の実施。 ・各種イベントを行う際に、女性に焦点を当てた情報発信を行う。	・女性に焦点を当てた取組や情報発信が少なく、さらなる気運の醸成が必要。 ・女性の社会進出が進んでいるものの、子育て世代の女性がスポーツをする時間は少ない。	・地域スポーツハブ事業では、女性の健康の維持増進に焦点を当てた「健康増進教室(バランスボール等を使用した軽運動やストレッチをはじめとした各種教室)」が実施され、実施地域及び周辺地域の女性が参加した。 ・広域エリアネットワーク促進事業(H30年度実施事業)で開催された「フラダンス教室」が、地域の総合型地域スポーツクラブの教室として継続されるようになったことで、女性の運動機会の増へとつながった。	・女性の運動、スポーツへの参画に対する気運の高まりが見られた。 ・身近な運動機会を提供することで活動が広まっていく。また、継続して教室を開催することで、一定の効果を実感できたり、コミュニティーが形成されたり、より定着しやすくなる。	・地域のニーズに基づいた、身近な教室や気軽に参加できるスポーツイベントなど、スポーツ実施にきっかけ作りとなる取組の実施。 ・各種イベントを行う際に、女性に焦点を当てた情報発信を行う。	・女性に焦点を当てた取組の実施、継続および情報発信による認知度の向上が必要。	スポーツ課	
236			①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	介護予防と生きがいづくりの推進 ・市町村が行う介護予防事業への支援 ・老人クラブが行う社会参加活動への支援 ・高知県社会福祉協議会等が行う健康と生きがいづくりへの支援	・市町村の介護予防事業への専門職派遣を支援 ・高知県社会福祉協議会や老人クラブが実施する健康と生きがいづくり活動のさらなる活性化 シニアスポーツ交流大会 オールドパワー文化展 ねんりんピック紀の国わかやまへの選手団派遣 元氣ハツラツ交流会 元氣ハツラツ&はちきん大会 ろうれんピック 若手高齢者スポーツ大会	・地域の実情に応じた専門職活用に向けた支援が必要 ・大会参加者増のため、広報の強化や競技種目の見直し、普及など一層の働きかけが必要	・市町村の介護予防事業や地域ケア会議に関する専門職の紹介(4市町村 7回) ・市町村へのいきいき百歳体験アドバイザーの派遣(1市町村 2回) ・高知県社会福祉協議会や老人クラブが実施する健康と生きがいづくり活動のさらなる活性化 シニアスポーツ交流大会(1,333人) オールドパワー文化展 ねんりんピック紀の国わかやまへの選手団派遣 元氣ハツラツ&はちきん大会 ろうれんピック ※シニアスポーツ交流大会以外の行事については、令和元年度下半期での実施。	・専門職の指導を受けることで、体験の効果を実感するとともに、体験の効果的なポイントを意識しながら行うことができるようになった。 ・高齢者の生きがいづくりや、地域での活動の場の広がりにつながっている一方、シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展において参加者数が伸び悩んでいる。	・市町村の介護予防事業への専門職の派遣を支援 ・高知県社会福祉協議会や老人クラブが実施する健康と生きがいづくり活動のさらなる活性化 シニアスポーツ交流大会 オールドパワー文化展 ねんりんピック岐阜への選手団派遣 元氣ハツラツ&はちきん大会 ろうれんピック 若手高齢者スポーツ大会	・地域の実情に応じた専門職活用に向けた支援が必要 ・大会参加者増のため、広報の強化や競技種目の見直し、普及など一層の働きかけが必要。	高齢者福祉課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A) 次年度の取組		担当課室
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
237	Ⅲ 環境を整える	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	地域包括ケアシステムの構築(介護サービスの充実・確保)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する住宅等改造支援補助事業への助成と、適切な改造を行うことを目的として現地にアドバイザーの派遣を行う。 ・市町村が実施する市町村担当者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す。 ・中山間地域介護サービス確保対策事業を実施する市町村への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等改造支援事業費補助金 助成件数 32件 (高齢者用 25件 支え合いの地域づくり用 7件) ・住宅等改造アドバイザー派遣事業 派遣件数 0件 ・中山間地域介護サービス確保対策事業 20市町村で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等改造を支援することで、高齢者が住み慣れた場所で安心して在宅生活を送れるよう住宅のバリアフリー化の推進を図った。また、高齢者が安全に利用でき、生きがいづくりや介護予防の場づくり、災害時等の地域の見守りに資するものとなるよう、公民館等の改造を支援した。 ・中山間地域では、利用者が点在しており訪問等の効率が悪く、多様な介護ニーズがありながらもサービスが行き届かない状況もあることから、引き続き支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する住宅等改造支援補助事業への助成と、引き続き適切な改造を行うことを目的として現地にアドバイザーの派遣を行う。 ・市町村が実施する市町村担当者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣する。 ・中山間地域確保対策事業を実施する市町村への支援 	高齢者福祉課			
238				認知症高齢者対策の推進 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・認知症コールセンターによる認知症本人、介護者等からの相談対応及び事業の周知体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・認知症コールセンターによる認知症本人、介護者等からの相談対応及び事業の周知体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の周知広報 ・未活動キャラバン・メイトの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 養成人数:188名 ・認知症コールセンター 相談件数:171件 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成人数が減少傾向にあり、さらなる認知症サポーター養成のためには、周知や日程の工夫等が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・認知症コールセンターによる認知症本人、介護者等からの相談対応及び事業の周知体制の確立 ・未活動キャラバン・メイトの活用 	高齢者福祉課		
239				交通安全、消費生活等に関する情報提供と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> (安全安心まちづくり推進) ・安全安心まちづくりに関するイベントの開催 ・地域における高齢者及び高齢者周辺者対象の出席講座の実施 (交通安全対策) ・高齢者交通事故防止キャンペーン(9~12月)における各種啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (安全安心まちづくり推進) ・安全安心まちづくりに関するイベントの開催 ・地域における高齢者及び高齢者周辺者対象の出席講座の実施 (交通安全対策) ・交通安全死亡事故の6割以上が高齢者であり、高齢者の交通事故防止は依然として大きな課題であることから、引き続き、広報・啓発を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> (安全安心まちづくり推進) ○高齢者及び高齢者周辺者対象の出席講座の実施 ・高知市老人クラブ連合会女性大学(9月6日、11月15日・2回) (交通安全対策) ○高齢者交通事故防止キャンペーン(9~12月)での啓発の実施 ・チラシの作成と配布(8月) ・啓発物の配布(9月2日ほか、各期の安全運動も活用してチラシを配布) ○サポカー体感乗車会において啓発の実施 ・チラシ及び啓発物の配布(9月29日、10月6日) 	<ul style="list-style-type: none"> (安全安心まちづくり推進) ○高知市老人クラブ連合会の主催する女性大学において、受講生に対して、特殊詐欺や犯罪被害防止対策、交通安全防止対策について講義し、犯罪被害防止や交通事故防止への意識を向上させた。 (交通安全対策) ○高齢者交通事故防止キャンペーン期間中、帯屋町アーケードにおける啓発パレード、主要道路交差点における街頭活動を行い、高齢者に限らず、幅広い年齢層に対して交通事故防止に関する意識向上を訴えた。 ○土佐市、高知市の自動車学校で実施したサポカー体感乗車会において、参加者に対して交通事故防止に関する意識向上を訴えた。 	<ul style="list-style-type: none"> (安全安心まちづくり推進) ・安全安心まちづくりに関するイベントの開催 ・地域における高齢者及び高齢者周辺者対象の出席講座の実施 (交通安全対策) ・高齢者交通事故防止キャンペーン(9~12月)における各種啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (安全安心まちづくり推進) ・特殊詐欺及び特殊詐欺予兆事案の高齢者被害対象の割合は減少傾向にあるが、手口が巧妙化していることから、引き続き情報提供をする必要がある。 (交通安全対策) ・交通安全死亡事故の約8割が高齢者であり、高齢者の交通事故防止は依然として大きな課題であることから、引き続き、広報・啓発を行っていく必要がある。 	県民生活・男女共同参画課	
240	地域における相談支援体制の充実強化と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> (駐車場利用証許可制度導入事業費) ・民間事業所等に協力施設への登録依頼を引き続き実施する また、協力施設向けの対応マニュアルを配布し、制度が円滑に運用されるよう取り組んでいく。 (普及啓発活動) ・県及び市町村の広報紙への掲載、テレビやラジオでの広報、各種イベントでの制度チラシの配布など、様々な機会を捉えて今後も情報発信を行い、周知を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度が県民に正しく認知され、障害者等用駐車場の適正利用が徹底されるよう、制度の周知、普及啓発を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村窓口で障害者手帳や母子健康手帳交付時に、対象者への制度周知、啓発 ・民間事業所等に協力施設への登録依頼を実施 ・母子健康手帳の別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」の制度の掲載による周知、啓発 ・ラジオでの広報(読み上げ)(11月予定) ・キッズバリアフリーフェスティバル(11月予定)、障害者週間の集い(12月予定)での制度チラシ配布などの周知 ・「さんSUNこうち1月号」へ掲載(予定) <成果> ・協力事業所の駐車スペース増加(R1.9.30現在:累計1,196施設、2,165台) ・利用者証発行数の増加(R1.9.30現在:累計 17,511件) ・身体障害者等用駐車場への事業所の理解が少しずつ進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用証発行数は増加していることから、民間事業所等に協力施設への登録依頼を継続して実施し、台数増加に努めている必要がある。 ・対象者以外が駐車するため、必要な方が利用できないという声があるため、より効果的な広報活動を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> (駐車場利用証許可制度導入事業費) ・民間事業所等に協力施設への登録依頼を引き続き実施する また、協力施設向けの文書を送付し、制度が円滑に運用されるよう取り組んでいく。 (普及啓発活動) ・県及び市町村の広報紙への掲載、テレビやラジオでの広報、各種イベントでの制度チラシの配布など、様々な機会を捉えて広く県民に情報発信を行い、周知を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度が県民に正しく認知され、障害者等用駐車場の適正利用が徹底されるよう、制度の周知、普及啓発を継続して実施する。 	障害福祉課				
241	障害者の就労促進と工賃アップ ・働く場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズの高い清掃に関する研修等を引き続き行う。 ・工賃等向上アドバイザー事業は事業所のニーズを把握し適時実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃分野への就労促進を図るための職業訓練等、専門研修を実施するが、研修修了後の就職先の確保が重要なため、関係機関と連携し、企業等への雇用促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務指導担当者のもと、実践を通じて清掃に関する知識と技術を持った人材の育成を行う就労訓練事業を実施。7名が参加。(9月末時点) ・工賃等向上アドバイザー事業の実績は2事業所。(R元年9月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃等向上アドバイザー事業において、テレワーク業務に関する事業所の課題解決に向けて指導ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃分野への就労促進を図るための職業訓練等、専門研修を実施するが、研修修了後の就職先の確保が重要なため、関係機関と連携し、企業等への雇用を促進。 ・工賃等向上アドバイザー事業は事業所のニーズを把握し適時実施する。 	障害保健支援課					

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
242	III	環境を整える	① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	発達障害の早期発見・早期療育支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における児童発達支援センター等の整備促進 ・発達障害者支援センターの地域支援機能を充実 ・早期支援に関する研修会の開催 ・ペアレント・プログラムの実施市町村への支援 ・ペアレント・トレーニングの要素を取り入れた研修の実施 ・かかりつけ医向け研修の実施 ・療育に携わる事業所等の職員を対象とした研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター等に従事する専門人材の育成及び確保 ・発達障害児の療育に携わる人材の支援力の向上 ・家族支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット(結果)インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) ・アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター及び児童発達支援事業所数は増加しているが、地域偏在がある。 ・乳幼児健診後の早期支援体制整備が進んできている市町村もあるが、すべての市町村が早期支援に取り組むよう支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における児童発達支援センターの整備を引き続き促進 ・早期発見・早期支援に関する研修会の開催 ・市町村や保育所等での支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター等に従事する専門人材の育成及び確保 ・市町村の保健師等をサポートする専門職の育成及び確保 ・家族支援の充実 ・発達障害児の療育に携わる人材の支援力の向上 	障害福祉課
243				外国人への日本語講座の開催(高知県国際交流協会)	<ul style="list-style-type: none"> (日本語講座開催事業) ①初級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲクラス 日本語の不自由な県内在住外国人を対象に、日常生活に適應できるよう基礎的な日本語講座を開設する。 ②漢字読み書きクラス 日本語が初級レベルにある在住外国人の読み書きをレベルアップさせるための日本語講座を開設する。 ③昼間の日本語講座開催事業 家庭や仕事の事情等で、夜の日本語教室や土曜日の日本語サロンに参加できない在住外国人のために、平日の昼間に日本語講座を開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への資料提供、ウェブページ以外でのPRなどを行うことにより、より多くの在住外国人に情報が届くようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語講座の実施(5講座合計):78人 ○初級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲクラス 初級Ⅰ 15人 初級Ⅱ 19人 初級Ⅲ 19人 漢字読み書き 13人 昼間の日本語講座 12人 	<ul style="list-style-type: none"> 協会が開催する日本語講座は、在住外国人が本県で生活するうえで大きな悩みの言葉の問題を解決する手段として、効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> (日本語講座開催事業) ①初級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ中級、サロンクラス 日本語の不自由な県内在住外国人を対象に、日常生活に適應できるよう基礎的な日本語講座を開設する。 ※R2年度より諸中級クラスとサロンクラスを新設し、学習者のニーズにより合ったクラス編成に拡充 ②漢字読み書きクラス 日本語が初級レベルにある在住外国人の読み書きをレベルアップさせるための日本語講座を開設する。 ③昼間の日本語講座開催事業 家庭や仕事の事情等で、夜の日本語教室や土曜日の日本語サロンに参加できない在住外国人のために、平日の昼間に日本語講座を開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への資料提供、ウェブページ以外でのPRなどを行うことにより、より多くの在住外国人に情報が届くようにする。 	国際交流課
244				日本語ボランティア講師の養成(高知県国際交流協会)	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語ボランティア講師養成講座開催事業 日本語の不自由な県内在住外国人に日本語を教えることができるボランティアの講師を養成するための講座を開催する。 初級コースを毎年開催に拡充するとともに、可能であれば高知市以外の地域でも日本語ボランティア研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への資料提供、ウェブページ以外でのPRなどを行うことにより、より多くの方に情報が届くようにする。 ・イベントの参加者に対してPRを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における日本語教室スタートアップ支援事業 ・土佐支部検討会3回開催 延べ43名参加 各検討会にアドバイザー2名派遣 ・日本語ボランティア養成講座スキルアップ編in土佐市ー24人参加 	<ul style="list-style-type: none"> 土佐市で活動する日本語ボランティアのスキルアップをはかり、教室運営の安定を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語ボランティア養成講座開催事業 日本語の不自由な県内在住外国人に日本語を教えることができるボランティアを養成するための講座を開催する。 ・日本語ボランティア研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への資料提供、ウェブページ以外でのPRなどを行うことにより、より多くの方に情報が届くようにする。 ・イベントの参加者に対してPRを行う。 	国際交流課
245			①	外国人が安心して相談できる体制の充実(国際交流協会)	<ul style="list-style-type: none"> ○在住外国人の生活相談事業 ・5.31に開設した、高知県外国人相談センターで、毎週月～土まで、多言語による生活相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの多様性への対応 ・多言語での生活相談が可能なることを広く周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 117件(外国人64件・事業者53件) 	<ul style="list-style-type: none"> 想定を上回る相談件数があったが、今後はニーズに合わせた体制づくりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○在住外国人の生活相談事業 ・5.31に開設した、高知県外国人相談センターで、毎週月～土まで、多言語による生活相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの多様性への対応 ・多言語での生活相談が可能なることを広く周知 	国際交流課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実行(D)	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
246	III	高齢者等が安心して暮らせる環境を整える	高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	ホームページやブログ、生活情報誌などによる情報提供(高知県国際交流協会)	○情報機関誌(WINDOW)発行事業 国際交流・協力に関する情報誌「WINDOW」(年2回各2300部発行)を発行し、県民への情報提供と国際意識の向上を図る。 ○インターネット情報収集・提供事業 ホームページや携帯サイトを充実し、また、インターネットにより内外の国際交流情報や国際ボランティア活動、民間国際交流団体の情報を広く県民や在住外国人に提供する。 ○在住外国人のための生活情報冊子(Tosa Wave)の発行・ブログ発信事業 県内在住外国人が快適に暮らせるように、高知の文化、歴史、生活等に関する情報を提供するため、生活情報誌「Tosa Wave」(英語及び中国語版、日本語ルビ付きを3ヶ月に1回、各1000部発行)を発行、及びブログ(英語版)を発信する。	・メルマガの登録者増に向けた情報発信 ・在住外国人のための生活情報冊子では継続して外国人の視点を取り入れる。 ・地元在住の外国人に執筆を依頼すること等を検討する。 ・幅広い層の在住外国人に対応できる記事内容を検討する。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	担当課室	
247				在住外国人への防災・災害情報提供(高知県国際交流協会)	○災害時語学サポーターのボランティア活動保険への加入や大学等での外国人向け南海トラフ地震対策講座への職員派遣、南海トラフ地震対策パンフレット及び災害用携帯カードの活用などにより、在住外国人を南海トラフ地震から守ると共に、外国人の自助・共助等の取り組みを支援する仕組みを構築する。	○災害時語学サポーターのボランティア活動保険への加入促進や南海トラフ地震対策パンフレット及び災害用携帯カードの活用などに努める。 ○在住外国人と語学ボランティア、地域住民が参加する防災交流会の開催	○留学生向け防災説明会への講師派遣 パンフレット及び携帯カードの配付 ＜高知工科大学＞ 4月3日9名参加・9月27日11名参加 ○防災交流会 8月4日土佐市 50人参加	様々な機会を捉えて外国人への防災教育を実施しているが、更なる強化が必要。	○在住外国人への防災・災害情報提供事業(新規)災害時の外国人支援研修会 ↓ (内容):大規模災害時における多言語支援センターの役割や避難所が必要となる外国人への支援等について (対象):行政や関係機関、ボランティア	国際交流課	
248				語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催(高知県国際交流協会)	○語学ボランティア登録者を対象に、防災・観光・生活情報など在住外国人が本県で生活するうえで役に立つ情報を正確かつ誠実に翻訳できるための講座を開催することにより、語学ボランティアのスキルアップを図る。	○引き続き講座を開催し、より多くの語学ボランティアのスキルアップに努める。	災害時語学サポーター(132名/R1.9月末)を含む語学ボランティアを対象とした災害時外国人支援に従事する関係者向けの研修・訓練開催 9月14日(土)37名参加		○語学ボランティア登録者を対象に、防災・観光・生活情報など在住外国人が本県で生活するうえで役に立つ情報を正確かつ誠実に翻訳できるための講座を開催することにより、語学ボランティアのスキルアップを図る。	引き続き講座を開催し、より多くの語学ボランティアのスキルアップに努める。	国際交流課
249	III	高齢者等が安心して暮らせる環境を整える	② 貧困などさまざまな生活上の困難	高知家の女性しごと応援室による決きめ細かな就労支援(女性就労支援事業)(再掲)	・潜在的な女性労働力の掘り起こしに向けた広報の強化や幅広い年齢層を対象とした再就職支援イベントの開催 ・東部、西部地域に加え、中部地域における量販店での出張相談の実施 ・ホームページのリニューアル ・企業向けリーフレットの作成	・求職者の掘り起こしに向けた広報等の強化 ・ホームページのリニューアル ・東部、西部地域に加え、中部地域における量販店での出張相談の実施 ・企業向けリーフレットの作成	・キャリアコンサルティング・相談、関係機関からの情報収集(随時) ・職業紹介、求人開拓(随時) ・県広報紙、求人誌等への広告掲載(随時) ・就職支援セミナー(6/15:17名、7/25:13名、9/10:35名) ・子育て応援団「すこやか2019」での広報 アンケート回収:400人 ・子育て支援センター等への訪問 105回 ・東部、西部、中部への出張相談 17回、相談件数:72件 ・働きやすい職場づくりに向けた企業へのアドバイス 78件、58事業所 ・アンケート等による就職者へのアフターフォロー等の実施 29件	・さらなる女性労働力の確保に向けて、幅広い年齢層を対象とした掘り起こしが必要 ・応援室の持つノウハウや女性の就労に対するニーズを活かし長く働き続けられる環境づくりが必要 ・企業側のニーズに合わせたアドバイスの実施 ・利用者増に向けた広報の実施 ・認知度の向上	・きめ細かな就労支援の実施 ・求職者に安心して紹介できる働きやすい企業の増加に向けた支援の実施(企業へのアドバイス、働きやすい企業の開拓やリスト化等) ・利用者増に向けた広報の実施	県民生活・男女共同参画課	
250				職業能力開発訓練の充実(再掲)	定員数986名の計画で30年度と同様程度の訓練を設定。	ニーズの把握に対応した訓練科目の設定	入校者 31コース 320名(内訳) IT系 17コース 217名 事務系 2コース 30名 介護系 3コース 30名 サービス系 1コース 15名 長期(介護)2コース 7名 長期(その他)6コース 21名	・介護系の短期訓練については1コースが中止となったが、昨年と同じ3コースを実施。定員充足率は低い傾向にある。 ・介護系以外の短期訓練については中止となったコースはなく、一部の訓練を除き、定員充足率は高い傾向にある。 長期訓練は6コースが中止となった。	・定員数900名の計画を設定。	・訓練時期の重複による定員未充足を防ぐための日程調整。	雇用労働政策課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
251	キャリア	課題の整備	に直面する男女への支援	就職支援相談センター(ジョブカフェ)事業(再掲)	○相談体制の再構築を図り、少人数セミナーをトレーニングスタイルの内容にブラッシュアップすることで求職者のスキルアップと職場体験講習による就職決定を目指す。目標(H30年度の目標値を維持) ・職場体験講習受講者の就職率:70% ・内、正規雇用率:50%	○キャリアカウンセリングに対応する有資格者の確保 ○求職者が希望する職場体験講習受け入れ企業(正規雇用求人)の開拓	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	○相談 ・担当制のキャリアコンサルタントによる相談体制を構築し、また、少人数セミナーの内容を求職者のニーズに沿ったものにブラッシュアップすることにより、求職者のスキルアップにつながるきめ細やかな支援に繋がった。 ○職場体験講習 ・職場体験前セミナーを行ったことで、ミスマッチのない就職に繋がり、就職率は目標には届いていないものの、昨年を上回っている。また、正規雇用率は、目標を上回った。今後は、職場体験講習受入事業書の開拓を強化する必要がある。	○引き続き、求職者が相談しやすい担当制の就職相談を実施するとともに、求職者のニーズに沿った少人数セミナー等を企画・実施し、求職者に寄り添った支援に取り組む。 ○就職氷河期世代の就職支援に向けたニーズの把握 ○求職者が希望する職場体験講習受け入れ企業(正規雇用求人)の開拓 ○在職者を対象とした相談支援体制の構築	雇用労働政策課	
252				生活・就労相談の実施	○HPを主とした広報の強化による来所。電話、メール等の相談の強化・促進	○ターゲット(学生、無職者等)への効果的な広報	○相談件数:2,396件(内訳) ・来所相談:924件 ・電話相談:57件 ・メール相談:14件 ・オンライン相談:6件 ・併設ハローワークへの相談:1,395件	・昨年同期と比較して、電話相談とメール相談が減少したものの、来所相談が増加しており、担当制のキャリアコンサルタントによる相談体制構築の効果が認められる。 ・オンライン相談の件数が低調であるため、ターゲット別の周知広報の強化が必要	○HPの相談予約機能の周知広報強化 ○オンライン相談の広報強化・利用促進 ○県の就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した広報や就職支援の取り組み	○ターゲット(学生、無職者、就職氷河期世代等)への効果的な広報 ○ハローワークや若者サポートステーション等県内就職支援機関・団体との連携	雇用労働政策課
253				女性のチャレンジ・エンパワメント支援(再掲)	男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成のため、職場及び防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施 ・女性の活躍応援 ・女性防災プロジェクト ・エンパワメント講座 ・就労支援パソコン講座	・参加者に対する職場の協力 ・関係機関との連携	職場及び防災の2分野におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を行った。 ・女性の活躍応援塾(31名)1回開催 ・女性防災プロジェクト(延べ91名)4回開催 女性の就業・起業支援事業として ・就労支援パソコン講座 4コース57名参加	・企業や参加者のニーズを把握し、プログラム内容の十分な検証が必要 ・年間で複数回の開催すべてに全員が参加するのは困難	男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成のため、職場及び防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施 ・女性の活躍応援 ・女性防災プロジェクト ・就労支援パソコン講座(4コース)	・参加者に対する職場の協力 ・関係機関との連携 ・就労支援パソコン講座の開催内容の再構築	ソーシ
254	III	環境を整える	② 貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援	ひとり親家庭等自立支援事業(再掲)	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ○訪問活動による周知 ・市町村の母子保健や子育て支援を所管する部署等を訪問し、センターの情報提供やひとり親等の対象者への支援制度周知を依頼 ○移動相談の実施方法の見直し ・児童扶養手当現況届提出時期に合わせた移動相談開設の他、事前予約制により、利用者の希望する日時や場所を実施 ◆高等職業訓練促進給付金等 ○訪問活動による周知 ・看護師や介護福祉士等を養成する専門学校等を訪問し、センターの情報提供を行うとともに、ひとり親等の学生への支援制度周知を依頼(※ひとり親支援の給付金の広報は、専門学校等にとって入学者数の増加につながる)	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ○訪問活動による周知 ○移動相談の実施方法の見直し 一事前予約受付中の事実を知ってもらうための方法を確立すること(候補) ①課HP、フェイスブック等SNS ②センターチラシ ③市町村(訪問活動における訪問先配布資料へ記載) ④福祉保健所 ◆高等職業訓練促進給付金等 ○訪問活動による周知 一事前予約制出張相談の利用者数:0人	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ・相談件数:445件(H30年度同時期:358件) ・就職決定回数:19人(同:23人) ・移動相談回数:6回(同:24回) ○訪問活動による周知 ・龍馬看護ふくし専門学校 他 ・四万十市母子保健部門 他 ○移動相談の実施方法の見直し ・事前予約制出出張相談利用者数:0人 ◆高等職業訓練促進給付金等 ○訪問活動による周知 ・龍馬看護ふくし専門学校 他	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ・事前予約制出出張相談の利用を促進する必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ○訪問活動による周知 ・制度の周知や相談対応への助言・支援・情報収集 ○移動相談の実施方法の見直し ・センターによる市町村の訪問活動等による協力依頼 ◆高等職業訓練促進給付金等 ○訪問活動による周知 ・看護師や介護福祉士等を養成する専門学校等を訪問し、センターの情報提供を行うとともに、ひとり親等の学生への支援制度周知を依頼	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター ○市町村と連携するための関係構築 ◆高等職業訓練促進給付金等 ○訪問活動の効果の把握	児童家庭課
255				母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布し制度の周知を図る ○SNS等を活用し、広報媒体を拡大する。 ○貸付金の申請窓口となる市町村役場及び県福祉保健所担当者に対し、制度の内容及び目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)の周知を行うことにより、貸付申請者に対し適切な案内を行う。	○ニーズへの対応及び制度の周知のための関係機関との連携 ○広報活動を行うに際して、広報媒体や広報時期の検討のために、ひとり親家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の認知度を把握する必要がある。	○母子家庭の母、父子家庭の父に各種資金を貸付 令和元年度9月末現在貸付件数:46件(新規14件、継続32件) ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布(22,500部作成) ○市町村役場及び県福祉保健所担当者向けにひとり親家庭福祉事務等担当者会を実施	○貸付人数は、対前年同期比79%で減少している(前年同期:58件)。周知の拡大を行う中での減少であり、他の貸付・給付の制度の拡充による影響もあると考えられる。 ○ひとり親家庭等福祉のしおりについて、医療機関やコンビニエンスストア等に配布先を拡大して配布すること等により広く多くの人への周知を図った。 ○担当者会の実施により、制度の内容及び目的について参加者の理解の促進を図った。	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布し制度の周知を図る。 ○SNS等を活用し、広報媒体を拡大する。 ○貸付金の申請窓口となる市町村役場及び県福祉保健所担当者に対し、制度の内容及び目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)の周知を行うことにより、貸付の相談者に対し適切な案内を行う。	○ニーズへの対応及び制度の周知のための関係機関との連携 ○制度の周知にあたって、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の利用者・相談者が、制度の情報をどのように入手したのか把握することで、広報媒体や広報場所を検討する必要がある。	児童家庭課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
256				子育て短期支援事業(再掲)	○子育て短期支援事業の周知と活用に向けた協議 ○里親制度の周知	○児童養護施設や里親等の委託先が近隣にないため、全市町村での事業の活用に至っていない。 ○新たな委託先の開拓にあたって里親制度そのものの周知が必要	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	○里親制度説明会・相談会の実施(5月:四万十市、6月:高知市、7月南国市) ○市町村課長・係長会での里親制度等の説明(4月) ○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 【成果】 ○里親制度説明会・相談会参加者:計5組7人 ○事業実施市町村:22	○里親制度説明会・相談会の参加者が伸び悩んでおり、効果的な広報啓発活動の方法について検討が必要。	○ホームページ、SNSの活用等、訴求性・即応性のある広報啓発方法の検討 ○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 ○市町村向けの説明会やヒアリング等の場を活用した事業実施の働き掛け	○新規里親の開拓 ○事業実施市町村の拡大	児童家庭課
257				乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	○乳児家庭全戸訪問事業を活用した市町村における見守り支援体制の充実に向けた協議	○出生数の少なさや事務手続きの負担等から全市町村での活用に至っていない。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 【成果】 ○事業実施市町村:20	○市町村における児童相談体制や母子保健部署との連携の強化を進める中で、事業の活用について働き掛けを行う。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 ○市町村向けの説明会やヒアリング等の場を活用した事業実施の働き掛け	○事業実施市町村の拡大	児童家庭課	
258			②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援	養育支援訪問事業(再掲)	○養育支援訪問事業を活用した市町村における見守り支援体制の充実に向けた協議	○養育支援を実施できる委託先や人材の不足により、全市町村での活用に至っていない。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 【成果】 ○事業実施市町村:18	○市町村における児童相談体制や母子保健部署との連携の強化を進める中で、事業の活用について働き掛けを行う。	○事業実施市町村に対して補助金による財政的な支援を継続 ○市町村向けの説明会やヒアリング等の場を活用した事業実施の働き掛け	○事業実施市町村の拡大	児童家庭課	
259	III 環境を整える			生活困難家庭などで非行歴や非行傾向のある子どもを対象とした見守りしごと体験講習	・希望が丘学園アフターケア連絡会開催 H31.4.18 香美市(希望が丘、社協、福祉事務所、補導センター) ・H31.3月退園児に関する情報を共有し、状況に応じて社協等による訪問支援を実施 ・見守りしごと体験講習の周知	・アフターケアを行う支援機関(者)と対象児童、保護者との関係性の構築 ・見守りしごと体験講習の受講者増	・希望が丘学園アフターケア連絡会開催 香美市(4/18) ・見守り雇用主の開拓 81社168箇所 → 82社169箇所 ・見守り雇用主制度の周知 各種会議での事業説明(8回) ・見守りしごと体験講習受講者及び見守り雇用主(事業所)への雇用実績 体験:1名	・希望が丘学園アフターケア連絡会開催 →18歳までは学園から随時状況確認を行っているが、児童によっては関係性が十分でなく、連絡が難しい状況になる者もいる。 ・見守りしごと体験講習受け入れ企業がまだまだ少ないため、体験希望者の近所に企業がなく、通うのが困難な場合がある。	・希望が丘学園アフターケア連絡会開催 (5~6月・随時) R2.3月退園児に関する情報を共有し、状況に応じて社協等による訪問支援を実施。 ・見守りしごと体験講習の周知	・アフターケアを行う支援機関(者)と対象児童、保護者との関係性の構築 ・見守りしごと体験講習の受講者増及び登録企業数の増加	児童家庭課	
260				父子家庭の孤立、固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報、啓発(情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報)	・情報紙「ソール・スコープ」 ・ホームページやメールマガジン、SNSの活用による啓発・広報 ・啓発誌の改訂・活用や啓発パネル展示・貸出し ・出前講座事業の実施 ・図書等利用PR事業の実施 ・地域イベント等での啓発	・効果的な啓発・広報の検討	・情報紙「ソール・スコープ」発行(4月、7月) ・ホームページやメールマガジン(毎月発行)、フェイスブック(H29開始)による啓発・広報 ・啓発誌「ぐーちよきばー」の改訂及び活用や啓発パネルの館内展示・貸出しによる啓発 ・ソール登録のサポーター講師やソール職員による出前講座の実施 ・図書等利用PR事業としてテーマを決めた図書企画展示(毎月)	・情報紙、啓発誌の配布先が団体・企業中心であることからより広範囲な啓発・広報が可能 ・これまで男女共同参画について学ぶ機会のなかった県民への啓発・広報のため、様々な方法や媒体で啓発・広報を実施	・情報紙「ソール・スコープ」 ・ホームページやメールマガジン、SNSの活用による啓発・広報 ・啓発誌の改訂・活用や啓発パネル展示・貸出し ・出前講座事業の実施 ・図書等利用PR事業の実施 ・地域イベント等での啓発	・効果的な啓発・広報の検討	ソール	

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実行(D)	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
261	III	環境を整える	(2) 高齢者等が安心して暮らせる生活環境の整備	社会的自立に困難を抱える若者への支援 ・若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援	○若者サポートステーションによる支援 ・ニートや引きこもり傾向にある若者の社会的自立を支援する「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行うことで若者の社会的自立を促進する。 ・出張、訪問支援等アウトリーチ型支援の実施 ・学校と連携した在校生への早期支援の実施 ・サポステ定例会の実施 ○支援体制の周知 ・県連絡会の実施(5月) ・地区別連絡会の実施(6~7月、6地区) ・各関係機関への周知(中学、高校、教育委員会、民生・児童委員、関係機関など) ・県内のコンビニ等へサポステチラシの配布 ・テレビ、ラジオ等での広報活動 等 ○多様な若者の状況に応じた支援の充実 ・若者自立支援セミナー・相談会の実施(8月) ・若者はばだけプログラム活用研修会の実施 全4回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認(6・9・2月) ○就職支援等関係機関との連携	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ○若者サポートステーションによる支援 ・支援実績(R1. 9月末現在) 新規登録者数 185名(184名:H30. 9月末) 利用登録者数 281名 累積登録者数 2,881名 進路決定者数 128名(116名:H30. 9月末) 出張相談数 137件 訪問・送迎支援 378件 ○支援体制の周知 ・県連絡会 37名(5月) ・地区別連絡会 6地区実施 121名(6月) ○関係機関への周知 ・高等学校説明(教務主任会4月・私立学校長会5月) ・私立学校訪問6校(8・9月) ・教育支援センター連絡協議会(5月) ・人権教育主任会(5月) ・企業へのチラシ配布(8月) ○多様な若者の状況に応じた支援の充実 ・若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) 講座59名 セミナー35名 ・「若者はばだけプログラム」活用研修会 講座4回 延べ57名 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認 6月(H31. 3月末状況)15市町村 47名 9月(H31. 8月末状況確認)14市町村 40名	○支援体制の周知や関係機関との連携、支援内容の充実により、新規登録者数、進路決定者数が増加した。 ●中学校卒業時の進路未定者や、離職者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ●ニートや引きこもり傾向など多様な若者の特性に応じた効果的な支援が行えるように支援関係者の質的向上を図る必要がある。	○若者サポートステーションによる支援 ・ニートや引きこもり傾向にある若者や就職氷河期世代の方の社会的自立を支援する「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行うことで社会的自立を促進する。 ・出張、訪問支援等アウトリーチ型支援の実施 ・学校と連携した在校生への早期支援の実施 ○支援体制の周知 ・地区別連絡会の実施(6~7月、6地区) ・各関係機関への周知(中学、高校、教育委員会、民生・児童委員、関係機関など) ・県内の企業等へサポステチラシの配布 ・テレビ、ラジオ等での広報活動 等 ○多様な若者の状況に応じた支援の充実 ・若者自立支援セミナー・相談会の実施(8月) ・若者はばだけプログラム活用研修会の実施 全3回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認(6・9・2月) ○就職支援等関係機関との連携	○若者サポートステーションへ対象者の接続を図るために、事業の周知を広く行う必要がある。 ○地域福祉部や市町村の教育委員会及び福祉部局との連携を強化することで、把握が困難な若者や就職氷河期世代の方一人ひとりの状況に応じた支援機関に結びつけることが必要。	生涯学習課
262				民生委員・児童委員活動の充実	・活動費に対する助成 ・必要な知識、技術の習得のため研修を充実・強化 ・活動への住民の理解を進めるための広報・啓発を推進	・民生委員・児童委員(主任児童委員)の負担感の軽減 ・民生委員・児童委員活動の住民への周知、理解	・研修の実施により、必要な知識・技術の習得を支援しているが、委員活動は多岐にわたっており、引き続きわかりやすく示していく必要がある。	・活動費に対する助成 ・必要な知識、技術の習得のため研修を充実・強化 ・活動への住民の理解を進めるための広報・啓発を推進	・民生委員・児童委員(主任児童委員)の負担感の軽減 ・民生委員・児童委員活動の住民への周知、理解	地域福祉政策課	
263			(2) 高齢者等が安心して暮らせる生活環境の整備	DV被害者の保護と自立支援	民間シェルターの活動により、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援に繋げる。	・民間シェルターの活動規模拡大により活動費・運営費が増大し、継続した被害者支援が困難になっている。 ・県と民間の役割分担や連携の在り方等について、第3次計画DV被害者支援計画に基づいた検討が必要。	・民間シェルターの支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えてきている状況である。	民間シェルターの活動により、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援に繋げる。	・民間シェルターの活動規模拡大により活動費・運営費が増大し、継続した被害者支援が困難になっている。 ・県と民間の役割分担や連携の在り方等について、第3次計画DV被害者支援計画に基づいた検討が必要。	県民生活・男女共同参画課	
264					(思春期相談センター事業費) ・高知県性に関する専門講師派遣事業、性の出前講話の継続実施 ・思春期ハンドブックを高校1年生等に配布、活用を図る ・徳島記念青少年プラザ移転思春期相談センターPRINKの相談事業のさらなる周知、来所者(面接相談含む)へ機会をとらえた性情報の提供、館内関係団体との連携強化	・思春期ハンドブックの教材活用の推進 ・教育委員会、学校現場との連携強化	・高知県性に関する専門講師派遣事業の実施:県立高等学校等6校実施 (4月1校、6月1校、7月3校、8月1校) ※思春期ハンドブックを活用 ・思春期ハンドブックを高校1年生等に配布(6月)県内全高校1年生等 46校 ・配布希望校、市町村等 10か所 ・思春期保健にかかわる支援者等研修会の開催(9/5) (成果)(9月末現在) ・思春期ハンドブックのアンケート結果では、性に関する新たな知識が増えたという回答が多い。 ・市町村や関係機関からの相談が増えた。 ・思春期保健にかかわる支援者等研修会参加者:93名	・事業活用希望校が増加し、性教育の機会を得る生徒数の拡大につながると共に、思春期ハンドブックを活用した講師による講話を実施することで、性に関する正しい情報提供等について、直接働きかけができています。 ・市町村や関係機関からの相談が増えた。 産婦人科医師による面接相談の利用が少ない。	(思春期相談センター事業費) ・高知県性に関する専門講師派遣事業、性の出前講話の継続実施 ・思春期ハンドブックを高校1年生等に配布、活用を図る ・思春期相談センターPRINKのさらなる周知、来所者(面接相談含む)へ機会をとらえた性情報の提供、館内関係団体との連携強化 ・思春期保健にかかわる支援者等研修会	・思春期ハンドブックの教材活用の推進 ・教育委員会、学校現場との連携強化	健康対策課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
265	III	環境を整える	③	自己決定の尊重 子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 性に関する教育の実施状況調査の実施 教員の資質向上を目的とした研修会等を通じて、性に関する指導の年間計画(学校保健計画への位置づけも含む)の作成率の向上を目指す。 中芸広域連合に『いのちの教育推進事業』を委託し、性に関する指導の取組の充実を図るとともに、各地域の課題解決に向けた地域連携体制を構築する。 「いきいき心と体の性教育」の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂をふまえた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> アウトプット(結果)インプット(投入)により、具体的に表れた形 アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 性に関する指導の年間計画作成率 53.8%(平成30年度調査結果) いのちの教育推進事業第1回協議会(R1.6.24)中芸地域の現状及び課題について情報共有するとともに、生きる力を育むための生(性)教育の大切さと今後の取組について確認する。 第1回ワーキング委員会(R1.7.30)人生のつながりを感じられるような教材を作り、授業で実践していく方向性を決定。 第2回ワーキング委員会(R1.11.7)小学校における生(性)教育に関する教材の検討 「いきいき心と体の性教育」の改訂第1回冊子改訂ワーキング委員会(R1.8.1)基礎編の原案提示。実践編は各校種別に指導内容の計画を作成することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 性に関する教育の実施状況調査の実施 教員の資質向上を目的とした研修会等を通じて、性に関する指導の年間計画(学校保健計画への位置づけも含む)の作成率の向上を目指す。 中芸広域連合に『いのちの教育推進事業』を委託し、性に関する指導の取組の充実を図るとともに、各地域の課題解決に向けた地域連携体制を構築する。 「いきいき心と体の性教育」の改訂令和2年度末に各学校へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂をふまえた取組の推進 	保健体育課	
266		健康支援	②	生涯を通じた健康支援 高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> (思春期相談センター事業費) 思春期相談センターでの相談事業の継続 思春期ハンドブックをホームページに掲載し情報発信を継続 塩見記念青少年プラザ移転思春期相談センターPRINKの相談事業のさらなる周知、来所者(面接相談含む)へ機会をとらえた性情報の提供、館内関係団体との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 思春期相談センター活動の周知 ホームページによる情報発信の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 電話・メール・面接相談の実施(随時) 広報用名刺カードの配布 学校・施設等関係機関研修会等での周知 思春期保健にかかわる支援者等研修会の開催(9/5) 	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談の約8割が思春期の子どもたちで、思春期の性の相談窓口として利用され、利用者の悩み等にも対応できている 9割以上が男性の利用者で、その中でも多い相談内容を記載した思春期ハンドブックをホームページに掲載し、情報発信している。 女性の専門相談窓口を周知することにより、学校や養護施設等関係者からの相談が増加している。 産婦人科医師による面接相談の利用が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> (思春期相談センター事業費) 思春期相談センターでの相談事業の継続 思春期ハンドブックをホームページに掲載し情報発信を継続 思春期相談センターPRINKのさらなる周知、来所者(面接相談含む)へ機会をとらえた性情報の提供、館内関係団体との連携強化 女性の専門相談事業の継続と広報活動 思春期保健にかかわる支援者等研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 思春期相談センター活動の周知 ホームページによる情報発信の強化 女性の専門相談事業の体制強化 	健康対策課	
267				こころの相談、法律相談、男性相談等(女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業)	<ul style="list-style-type: none"> 相談員3名による一般相談と専門家による専門相談の体制を維持しつつ、相談員のスキルアップを図る 	<ul style="list-style-type: none"> 県民への周知方法の検討 相談員のスキルアップ 相談対応スキルの蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> 【女性対象】相談の実施 一般相談 法律相談(第2・4水曜日) こころの相談(第1木曜日) 【男性対象】相談の実施 男性のための悩み相談(第1・3火曜日、第4水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談 1,113件 法律相談 46件 こころの相談 12件 男性相談 24件 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員3名による一般相談と専門家による専門相談の体制を維持しつつ、相談員のスキルアップを図る 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員研修によるスキルアップを図りながら、専門的な研修への参加についても検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員3名による一般相談と専門家による専門相談の体制を維持しつつ、相談員のスキルアップを図る 県民への周知方法の検討 相談員のスキルアップ 相談対応スキルの蓄積 	ソーレ
268				人権相談業務の実施	高知県人権啓発センターでは人権全般の窓口として、電話、メール、手紙、面談で相談に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・多様化してきている人権相談に的確に対応し、相談者の立場に立ったよりの確かな助言等が行えるようスキルアップに努める必要がある。 女性の人権相談としては「高知男女共同参画センターソーレ」や「女性支援センター」などの専門の窓口があり、連携を強化し対応する必要がある。 	「女性の人権」に関する相談として1件であった。	相談にあたった担当者も、「女性の人権」に分類するか否か判断に迷う事例が多いとのことである。	高知県人権啓発センターでは人権全般の窓口として、電話、メール、手紙、面談で相談に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・多様化してきている人権相談に的確に対応し、相談者の立場に立ったよりの確かな助言等が行えるようスキルアップに努める必要がある。 女性の人権相談としては「高知男女共同参画センターソーレ」や「女性支援センター」などの専門の窓口があり、連携を強化し対応する必要がある。 	人権課	

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室																			
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等																		
269	生涯を通じたからだとこころの健康支援	III 環境を整える	②生涯を通じた健康支援	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①薬物乱用防止推進員を中心とした啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域毎で、高知県薬物乱用防止推進員の協力の下、中学校に Outreach、コンテスト参加の呼びかけをする等学校へのアプローチを強化 ・学校薬剤師、ライオンズクラブ等と連携し、啓発活動を実施 ②薬物乱用防止教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室の実施方法の整理と教室講師の育成 ・効果的な指導方法や教室内容の検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ①啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止啓発活動について高知県薬剤師会(学校薬剤師)、ライオンズクラブ等との連携強化 ②薬物乱用防止教室 <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室講師育成のための研修を継続実施 ・県教育委員会、県警、県等協働での取組みが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 <p>(結果) ①啓発活動 (ポスター・標語コンテスト) 県内中学校あてに参加依頼 126校 (6・26ヤング街頭キャンペーン) 各地区薬物乱用防止推進協議会による6・26ヤング街頭キャンペーンの実施</p> <p>②各学校での薬物乱用防止教室の開催</p> <p>(成果) ①啓発活動 (ポスター・標語コンテスト) ・コンテスト応募数(ポスター部門) ・参加中学校 18校 ・応募数 285作品 (標語部門) ・参加中学校 7校 ・応募数 128作品 (6・26ヤング街頭キャンペーン) ・開催地 11か所 ・参加者 638名(うちヤングボランティア 158名)</p> <p>②薬物乱用防止教室(9月末時点) ・開催校 25校(小学5校、中学15校、高校 5校) 対象者 1,753名 ・県教育委員会、県警、精神保健福祉センターとの担当者連絡会開催(打合せ会 1回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①啓発活動 (ポスター・標語コンテスト) ・参加中学校は増加傾向ではあるが、参加依頼に対し、参加率が低い H30年度 17%→R元年度 20% (中でも私立校は参加数0) ・標語部門の応募数は増加 H30年度 参加校5校、応募数82作品 R元年度 参加校7校、応募数128作品 (6・26ヤング街頭キャンペーン) ・キャンペーンへの参加者は増加しているが、若年層へ薬物乱用防止啓発を促すきっかけとして、ヤングボランティアの確保が必要 H30年度 537名(ヤング 171名) R元年度 638名(ヤング 158名) ②薬物乱用防止教室 ・県教育委員会、県警、県3者の連携を図りながら、薬物乱用防止教室講師の育成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域に根ざした啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の薬物乱用防止推進協議会(薬物乱用防止推進員)を中心にライオンズクラブ等関係機関と連携を図りながら薬物乱用防止普及啓発を実施 ・ポスター・標語コンテストへの参加への参加依頼等、学校へのアプローチを強化 ②薬物乱用防止教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会、県警、県および薬物乱用防止推進協議会等の連携のもと、学校に対して薬物乱用防止教室の重要性を周知 ・薬物乱用防止教室の教室講師の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ①啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止啓発活動における関係機関との連携強化 ②薬物乱用防止教室 <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室講師育成のための研修を継続実施 ・薬物乱用防止教室実施率の向上 	民事業務課																		
270				薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・IHC(インターネット・ホットライン・センター)や、高知県警本部サイバー担当等と緊密に連絡を取り合った違法情報の収集 ・薬物乱用防止教育研修会において、薬物乱用防止教室を効果的に実施するための協議を継続することにより、依頼方法の一元化等に関する項目を実現 ・他機関と連携した薬物乱用防止教室を実施するとともに、各種行事での積極的な広報啓発活動を実施 ・費用対効果の高い広報啓発グッズを作成し、県下のあらゆる行事において効果的に配布することによる啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に若年層における大麻事件が深刻な状態であり、各年齢層に沿った上で、大麻に特化した薬物乱用防止教室を実施することが必要 ・県警本部組織犯罪対策課で作成した大麻に特化した薬物乱用防止教室資料について、最新の状況や少年の心をつかむ話題などについて随時更新し、教養効果を高めることが必要 ・一部の私立高校における薬物乱用防止教室の未実施が継続していることから県教育委員会等への更なる働きかけが必要 ・捜査員の行政業務にかかる時間確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・大麻に特化した薬物乱用防止教室用資料及び指導要領を作成して指導者の涵養に努めるとともに、指導内容を統一 ・県下小中高に対し、捜査員等が効果的な薬物乱用防止教室を実施 ・関係機関と会合を開き、緊密な協力関係を保持するとともに情報共有を図る ・本部組対課において税関、海上保安庁等、他機関と連携した薬物乱用防止キャンペーンを実施し、広報啓発グッズを配布 (4/27、6/22、10/29) ・各警察署は、各種行事に併せて広報啓発グッズを配布し薬物乱用防止を広報 (成果)(令和元年10月末) ・薬物乱用防止教室 <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>57回</td> <td>1984人(教員178人)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>56回</td> <td>2082人(教員274人)</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>29回</td> <td>4097人(教員381人)</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>1回</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>8回</td> <td>293人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>151回</td> <td>8596人</td> </tr> </table> 	小学校	57回	1984人(教員178人)	中学校	56回	2082人(教員274人)	高校	29回	4097人(教員381人)	大学生	1回	140人	一般	8回	293人	合計	151回	8596人	<ul style="list-style-type: none"> ・随時サイバーパトロールを実施。今期高知県内を対象とする違法薬物の販売等は発見に至らなかった。 ・少年担当課との連携を強化し、薬物乱用防止教室について連携を強化した。 ・本部組織犯罪対策課で教養資料を作成することで、捜査員の行政業務にかかる時間を短縮することができた。 ・例年以上に薬物乱用防止教室の依頼があり、幅広い年代に対応した教育を効果的に実施 ・他機関等と連携した薬物乱用防止啓発キャンペーンを実施し、当課で独自に作成した広報啓発グッズ(「NO! DRUG!」等と印刷されたミニハンカチ)を配布するなどした効果的な広報啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・IHC(インターネット・ホットライン・センター)や、高知県警本部サイバー担当等と緊密に連絡を取り合った違法情報の収集 ・薬物乱用防止教育研修会において、薬物乱用防止教室を効果的に実施するための協議を継続することにより、依頼方法の一元化等に関する項目を実現 ・他機関と連携した薬物乱用防止教室を実施するとともに、各種行事での積極的な広報啓発活動を実施 ・若年層における大麻事件の増加を踏まえ、効果的な薬物乱用防止教室を実施するために、教養資料の逐次更新、教養実施者への配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に若年層における大麻事件が深刻な状態であり、各年齢層に沿った上で、大麻に特化した薬物乱用防止教室を実施することが必要 ・県警本部組対課で作成した大麻に特化した薬物乱用防止教室資料について、最新の状況や少年の心をつかむ話題などについて随時更新し、教養効果を高める必要がある。 ・一部の私立高校における薬物乱用防止教室の未実施が継続していることから県教育委員会等への更なる働きかけが必要 ・捜査員の行政業務にかかる時間確保が困難 	組織犯罪対策課
小学校	57回	1984人(教員178人)																											
中学校	56回	2082人(教員274人)																											
高校	29回	4097人(教員381人)																											
大学生	1回	140人																											
一般	8回	293人																											
合計	151回	8596人																											
271				薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室実施状況の中間調査を実施し、未実施校へ働きかける(10月頃) ・各市町村教育委員会及び各県立学校に対し、昨年度の薬物乱用防止教室の開催状況結果と全国の開催状況結果を通知し、薬物乱用防止教室の開催に向けての更なる意識づけを行う。 ・各学校で薬物乱用防止教室を実施できる能力を取得するための実践的な内容の研修会を開催する。 ・薬物乱用防止教育の効果的な普及・啓発を図るため、各関係課と連携し、薬物乱用防止教室の教材を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画に位置づけた薬物乱用防止教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教育に係る担当者会を実施(R1.8.1) ・薬物乱用防止教室実施状況の中間調査を実施(11月)。 ・薬物乱用防止教育研修会の実施(R1.12.3)参加者103名 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の大麻事犯が増加しているため、学習指導要領に沿った保健学習と薬物乱用防止教室の開催を確実に行う必要がある。 ・薬物乱用防止教育研修会は隔年開催へと変更。今後は養護教諭志望研修等において必要な情報は提供し、薬物乱用防止教室開催についても促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。 ・薬物乱用防止教室実施状況の中間調査を実施し、未実施校へ働きかける(11月頃) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画に位置づけた薬物乱用防止教室の実施 	保健体育課																		

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
272	III 環境を整える	②生涯を通じた健康支援	薬物乱用に関する相談・カウンセリングの充実	・薬物相談窓口設置の継続 ・アクション・薬物関連問題関係者会議等への参加	・薬物相談窓口の周知 ・相談者対応のための関係機関の連携強化	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化		・機会を捉えた薬物相談窓口の周知が必要 ・継続した関係機関の情報共有が必要	・薬物相談窓口設置の継続と相談支援が行える人材の育成 ・アクション・薬物関連問題関係者会議等への参加等、関係機関の連携した取組 ・再乱用防止に関する関係機関の連携強化	・薬物相談窓口の充実及び周知 ・相談者対応のための関係機関の連携強化 ・再乱用防止対策推進体制の構築	医事業務課
273				・アディクションフォーラムの実施により、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。 ・アルコール以外の専門医療機関の選定を目指す。	・相談先や家族会の周知啓発 ・依存症の方が早期に治療につながる体制づくり	・依存症関連の自助グループ見学ツアーの実施 ・アディクション・ネットワーク会議1回	・依存症専門医療機関のさらなる選定が必要 ・相談支援者のスキルアップをはかる必要がある ・自助グループの活用や連携の必要性について周知する必要がある	・依存症専門医療機関について、精神科医療機関等への周知、検討の依頼を継続して行う ・アディクションフォーラムの実施により、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。 ・相談支援者向け研修会などを通じて、自助グループの役割や連携の必要性を伝える。	・家族会や自助グループとの連携を密にする ・自助グループ等の活動に対する支援を検討する	障害保健支援課	
274				・県警本部に設置した薬物相談電話の周知を図るため、あらゆる機会をとらえて広報活動を実施すると共に、相談に対し適切な助言指導を実施	・相談電話番号の広報を図ることが必要 ・相談者が匿名を希望することが多く、相談に対し助言や指導までの回答となる。	・ラジオ放送や広報誌等を媒体として、薬物相談電話番号の積極的な広報を実施(6/3ラジオ放送、広報こころ6月号への掲載) ・関係機関と連携し、依存症に関するアディクションフォーラム実行委員会へ参加し、相談電話番号の広報を実施 ・同会において、薬物依存症に関する資料「相談してみませんか」等3種類の小冊子を配布。	・専用の薬物相談電話がある中、既に周知されている警察総合相談電話(#9110)や、各警察署に薬物相談が為されることが多く、専用電話番号の更なる広報が必要 ・相談者が利用しやすい環境を整えることが必要	・県警本部に設置した薬物相談電話の周知を図るため、あらゆる機会をとらえて広報活動を実施すると共に、相談に対し適切な助言指導を実施	・あらゆる機会を通じて相談電話番号の広報を図ることが必要 ・相談者が匿名を希望することが多く、相談に対し助言や指導までの回答となる。	組織犯罪対策課	
275			妊産婦に対する禁煙、受動喫煙の害の啓発	・赤ちゃん会で禁煙相談及び受動喫煙防止普及・啓発 ・禁煙・分煙実態調査等による、改正健康増進法的主旨の周知徹底	・法改正により受動喫煙防止対策が強化されたが、施行に向けた県民への周知徹底が必要	・第89回赤ちゃん会での禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発 4/14高知会場197名 4/29幡多会場49名 改正健康増進法に関する周知啓発 5/31市町村保健衛生職員協議会総会 6/12食品衛生指導員研修 啓発チラシの製作、業界団体を通じて2万枚を配布(予定) ・禁煙・分煙実態調査による、法改正の周知と実態把握(予定) (調査対象は、高知市を除く全飲食店約5千軒)	・法改正に対する県民の認知度が低い ・家庭内における喫煙・受動喫煙の実態調査の実施 ・赤ちゃん会での禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発	・法規制の対象外である家庭内における実態の把握が必要	健康長寿政策課		
276			禁煙治療につなぐ支援体制の充実	・平成30年度に引き続き実施予定。	・禁煙支援や保健指導の効果的な実施により、禁煙実現者の増加につなげるため、禁煙支援・治療指導者養成及びフォローアップを引き続き行う必要がある。	・禁煙支援・治療指導者養成研修を実施(予定) ・とさ禁煙サポーターズフォローアップ講習(福祉保健所)	・禁煙支援・治療指導者の養成及びフォローアップの継続		健康長寿政策課		
277				・学校でエイズ教育を実施できるよう啓発素材やエイズに関する資料を活用してもらい、学校でのエイズ教育を支援する。 ・学校関係に呼びかけを行い、大学祭などイベントを活用して、エイズ・性感染症について啓発を行う。	・学校のエイズ教育に保健所の介入が難しい。	・6月のHIV検査普及週間等において、ポスターやパンフレット等を各高等学校、大学、専門学校等に配布し、啓発活動を実施。	・学校へは、HIV検査普及週間等においてポスター等を配布し、検査啓発を行うことができた。	・学校でエイズ・性感染症教育を実施できるよう啓発素材の活用で学校を支援する。 ・学校関係に呼びかけを行い、大学祭などイベントを活用して、エイズ・性感染症について啓発を行う。	・保健所と学校との連携	健康対策課	

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
278	III	環境を整える	(3)生涯を通じたからだとこころの健康支援	②生涯を通じた健康支援	学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	・性に関する教育の実施状況調査の実施 ・教員の資質向上を目的とした研修会等を通じて、性に関する指導の年間計画(学校保健計画への位置づけも含む)の作成率の向上を目指す。 ・中芸広域連合に『いのちの教育推進事業』を委託し、性に関する指導の取組の充実を図るとともに、各地域の課題解決に向けた地域連携体制を構築する。 ・『いきいき心と体の性教育』の改訂	・学習指導要領の改訂をふまえた取組の推進	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・性に関する指導の年間計画作成率 53.8%(平成30年度調査結果) ・いのちの教育推進事業 第1回協議会(R1.6.24) 中芸地域の現状及び課題について情報共有するとともに、生きる力を育むための生(性)教育の大切さと今後の取組について確認する。 第1回ワーキング委員会(R1.7.30) 人生のつながりを感じられるような教材を作り、授業で実践していく方向性を決定。 第2回ワーキング委員会(R1.11.7) 小学校における生(性)教育に関する教材の検討	・学校全体で取り組む系統立てた性に関する指導が実践できるよう、「いきいき心と体の性教育」の改訂を進める。	・性に関する教育の実施状況調査の実施 ・教員の資質向上を目的とした研修会等を通じて、性に関する指導の年間計画(学校保健計画への位置づけも含む)の作成率の向上を目指す。 ・学習指導要領の改訂をふまえた取組の推進	保健体育課
279					HIV(エイズ)に関する相談、検査の実施	○ホームページ等を活用したエイズに関する正しい知識及び検査相談の情報提供。 ・ホームページの掲載やポスターを配布し、より広く県民に情報提供を行う。 ・6月の検査普及週間及び12月の世界エイズデーにおいて、様々なイベントに出向いて、パンフレット等の配布を行う。 ○個別施策層(青少年及びMSM(男性間で性行為を行うもの)等)への啓発活動を実施。	・本県にはNGOがなく、他県のNGOとの連携方法。	○県庁のホームページにエイズに関するサイトを更新し、正しい知識及び検査・相談に関する情報を掲載。 ・6月のHIV検査普及週間に合わせて6/1～6/7の7日間、全福祉福祉保健所で特別夜間検査(17:30～18:30)を実施し、ポスター、ホームページ及び新聞等で検査普及週間の啓発を実施。(高知市は6/5の17:00～19:00) ・高知市では、市役所及び保健所にてエイズ予防啓発パネル展及びパンフレットの配布を実施。 ○市町村、保健所、エイズ治療拠点病院、県内の高等学校、大学・専門学校等にHIV検査啓発のポスターを送付。 ○検査件数:182件 相談件数:79件 ○他県NGOが作成したMSM向けリーフレットに本県の保健所情報を載せてもらい、啓発を行った。	・ホームページ、ポスターの掲示等を行い、広く県民への啓発活動ができた。 ・HIV検査普及週間における特別夜間検査件数は、通常の夜間検査件数に比べて、増加した。 ・今後、夜間検査のニーズが高いと思われるHIV感染者が多い20～30歳代の働き世代への啓発について検討が必要。	○ホームページ等を活用したエイズに関する正しい知識及び検査相談の情報提供。 ・ホームページ、新聞、ポスター、その他啓発グッズを作成し、より広く県民に情報提供を行う。 ・6月の検査普及週間及び12月の世界エイズデーにおいて、様々なイベントに出向いて、パンフレット等の配布を行う。 ○働く世代への啓発活動を実施 ○個別施策層(青少年及びMSM(男性間で性行為を行うもの)等)への啓発活動を実施	・本県にはNGOがなく、他県のNGOとの連携方法。	健康対策課
280	III	環境を整える	(3)生涯を通じたからだとこころの健康支援	②生涯を通じた健康支援	自殺対策の推進	●改定した第2期自殺対策行動計画に基づく取組の推進 1.地域の特性に応じた取組の推進 ・若者向けゲートキーパー養成研修テキストの作成。 ・高齢者の困難事例検討会の実施。 2.相談支援体制の充実 ・いのちの電話相談員確保の強化。 ・くらしとこころつながる相談会の実施。 3.うつ病対策の推進 ・産婦人科、小児科、精神科医の交流の場と研修会の実施。 4.依存症対策の推進 ・アルコール健康講座の実施。 ・依存症専門医療機関の設置に向けた研修の実施。 5.自殺未遂者、自死遺族への支援 モデル事業の実施に向けた検討 ・安芸圏域の取組を他圏域に拡大。 ・高知市以外での自死遺族の集いの場の継続実施。	市町村ごとに地域の実情に応じた取組が展開されるよう支援が必要	●改定した第2期自殺対策行動計画に基づく取組の推進 1.地域の特性に応じた取組の推進 ・ゲートキーパー養成研修テキストの開催(1回) ・高齢者の困難事例検討会の日程調整の実施 2.相談支援体制の充実 ・いのちの電話相談員への交通費の支給の開始(4月～) ・多重債務者無料相談会と併せて心の健康相談会を実施(9月に6回 相談件数3件) ・くらしとこころつながる相談会(9/26 相談件数3件) 3.うつ病対策の推進 ・妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会(9/10)にて研修会等の内容を協議 4.依存症対策の推進 ・健康講座の委託先の選定 ・依存症治療指導者養成研修 参加への支援 ・研修内容の検討 5.自殺未遂者、自死遺族への支援 ・精神保健福祉センターにて、モデル的に自殺未遂者支援事業を実施 ・高知市での自死遺族の集いの場の継続実施。(毎月1回実施)	1.地域の特性に応じた取組の推進 2.相談支援体制の充実 ・いのちの電話の空白時間が減少傾向 ・相談会については、周知の方法や開催方法などの検討が必要 3.うつ病対策の推進 ・健康講座を効果的に実施するため開催場所の選定が必要 4.依存症対策の推進 ・研修実施が困難なため、アルコール以外の専門医療機関の整備促進の更なる検討が必要 5.自殺未遂者、自死遺族への支援 ・モデルは9～11月の間に1件しか連絡がなかったため、あり方の検討が必要	●改定した第2期自殺対策行動計画に基づく取組の推進 1.地域の特性に応じた取組の推進 ・ゲートキーパー養成研修テキストの活用推進 ・高齢者の困難事例検討会など高齢者支援の促進 2.相談支援体制の充実 ・いのちの電話の空白時間減少への取組 ・くらしとこころつながる相談会の実施 ・SNS相談など多様な相談支援のあり方を検討 3.うつ病対策の推進 ・産婦人科、小児科、精神科医の交流の場と研修会の実施 4.依存症対策の推進 ・アルコール健康講座の実施。 ・アルコール以外の専門医療機関の整備 5.自殺未遂者、自死遺族への支援 ・自殺未遂者支援事業の展開に向けて、研修会等の実施	・市町村ごとの取組への支援 ・多様な形態による相談支援体制の充実の検討 ・依存症対策との連携 ・自殺未遂者、自死遺族などハイリスク層への支援の充実	障害保健支援課
281					多重債務者対策の推進	毎年行っている事業を関係団体との協議のうえ、引き続き実施する。	多重債務者対策に多様な主体と連携できている。債務者が再び債務者となるケースも多く、再発防止に対するの対策については不十分である。	多重債務者対策協議会を7月に開催した。 多重債務者無料相談会も毎年実施していることから、関係機関に対して一定の周知ができています。	高知大学での講座(6/13/7/4)において、司法書士及び日本銀行にご協力いただき、若者に対する金融教育を行い、多重債務者対策に繋がっていると考える。	毎年行っている事業を関係団体との協議のうえ、引き続き実施する。	多重債務者対策に多様な主体と連携できている。債務者が再び債務者となるケースも多く、再発防止に対するの対策については不十分である。 学童期からの金銭教育を含めた消費者教育の拡充。	県民生活・男女共同参画課

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)	実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実施後の分析、検証			R2年度実施計画(インプット)
282	III 環境を整える	(3) 生涯を通じた健康支援	② 生涯を通じた健康支援	<p>ひきこもりの相談支援体制の充実・強化</p> <p>1 ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援 (4)センターにおける相談支援の充実</p> <p>2 人材育成 (1)市町村職員等を対象とした人材養成研修等を実施</p> <p>3 居場所づくり (1)青年期の集いの開催 ・青年期の集い参加者を対象とした学習会を開催</p> <p>4 個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)社会体験活動等の実施 ・就労体験の実施 ・ひきこもり地域センターの相談対応における体験発表(ピアサポーター活動)</p> <p>5 普及啓発の促進 ・ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発</p> <p>6. 次年度の取り組みの見直し ・一定継続してきた取り組みを実績に則した取り組みへ見直す</p>	<p>・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>増加する相談に対応しながら、実態に則した取り組みへと見直しを行い実現していくためのマンパワーの確保や県下のなひきこもり支援体制の構築</p>	<p>1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)ひきこもり支援者連絡会議実施(5/23) (2)若者サポートステーションとの情報交換会実施(6/13, 8/8, 10/3) (3)ケース検討会議出席 いの町 6/13, 8/8 須崎市 6/28, 9/20 四万十町 9/2 幡多地域 6/10, 9/30 計:7回 (4)面接相談を中心に、関係機関からの必要に応じて訪問支援も実施。 2. 人材育成 (1)ひきこもり支援に関する基礎的な研修実施(6/17)、事例研究を扱った研修実施(9/30) 3. 居場所づくり (1)毎週水曜日を実施。女性のみを対象とした『女子ミーティング』も、毎月第4金曜日に実施 4. 個別支援の充実 来所相談:延べ562件・電話相談:132件(令和元年度10月末時点) (1)訪問支援については、所内で検討し実施 (2)来所相談者に対し、社会体験活動の実施 5. 普及啓発の促進 一般県民等を対象に、講演会・交流会を実施(11/27) 民生委員等、地域の支援者を対象に、ひきこもりに関する研修の講師派遣(10/31(2箇所)、11/8) 6. 次年度の取り組みの見直し 『高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会』(10/31)において、来年度以降の高知県におけるひきこもり支援への取り組みを含めて検討中</p>	<p>・地域でのひきこもり支援の充実を目指し、市町村等とのケース検討会等を実施しているが、実施している市町村にはばらつきがある。 ・個別相談は来所相談が中心であり、遠方に居住している方への直接支援ができていない。また、普及啓発の講演会等も市内での実施が中心となっており、遠方の方は参加しにくい。</p>	<p>1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援 (4)センターにおける相談支援の充実</p> <p>2. 人材育成 (1)市町村職員等を対象とした人材養成研修等を実施 3. 居場所づくり (1)青年期の集いの開催 ・参加者の要望に応じて、青年期の集い参加者を対象とした学習会を開催 4. 個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)社会体験活動等の実施 ・就労体験の実施 ・ひきこもり地域センターの相談対応における体験発表(ピアサポーター活動) 5. 普及啓発の促進 ・ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発 ・地域、関係機関等でのひきこもり支援に関する勉強会への講師派遣</p>	<p>・研修会や講演会について、支援者のニーズや地域の実情に応じた内容の検討。</p>	障害保健支援課
283				<p>性差に応じた健康支援(がん検診)</p> <p>・がん検診の受診促進 セット化しやすい大腸がん検診を中心としたセット化を促進 検診の意義・重要性の周知と利便性向上の取り組みを継続 ・乳、子宮頸がん検診の医療機関検診 乳、子宮頸がんの医療機関検診の周知 若年世代の受診促進</p>	<p>・がん検診の意義・重要性のより効果的な周知方法 ・大腸がん検診に係る啓発方法 ・「健康経営」の推進に係る取り組みの活用など、事業者との連携方法</p>	<p>・市町村検診のセット率:75.9% ・子宮頸がん検診について、若年世代の受診率向上につながる取り組みの検討が必要 ・検診の意義・重要性を周知・定着させるには、検診対象者本人だけでなく、事業主や、健康管理担当者への継続した働きかけが重要</p>	<p>・がん検診の受診促進 セット化しやすい大腸がん検診を中心としたセット化を促進 検診の意義・重要性の周知と利便性向上の取り組みを継続 ・乳、子宮頸がん検診の医療機関検診 乳、子宮頸がんの医療機関検診の周知 若年世代の受診促進</p>	<p>・がん検診の意義・重要性のより効果的な周知方法 ・大腸がん検診に係る啓発方法 ・「健康経営」の推進に係る取り組みの活用など、事業者との連携方法</p>	健康対策課	
284	III 環境を整える		② 生涯を通じた健康支援	<p>生涯にわたるスポーツ活動の推進</p> <p>・「地域スポーツコーディネーター等育成成熟事業」について、参加対象及び参加者を拡大実施する。</p> <p>・参加者拡大にむけた、受講内容や受講方法等について検討</p>	<p>・「地域スポーツコーディネーター等育成成熟事業」(全6回) 参加者延べ50名(11月末) アシスタントマネージャー資格試験(2月実施予定)</p>	<p>・総合型地域スポーツクラブの担当者間の情報交換や研修会の実施により、地域のスポーツを支える人材育成につながっている。</p>	<p>・「地域スポーツコーディネーター等育成成熟事業」について、より実践的なカリキュラムを導入したり、公認資格取得者の拡大を図ることで、スポーツを支える人材の育成および発掘につなげる。</p>	<p>・受講内容や受講方法、周知方法等について検討。</p>	スポーツ課	
285	III 環境を整える	4 女性に	① 女性に	<p>「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施</p> <p>○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○活用可能な広報媒体による広報の実施</p>	<p>・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。</p>	<p>・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・近年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。</p>	<p>「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城ハープルライトアップ ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○活用可能な広報媒体による広報の実施</p>	<p>・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。</p>	県民生活・男女共同参画課	

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
286	整える	対するあらゆる暴力の根絶	対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・学生等の若者を対象とした被害防止の啓発を行う。 ・人身安全関連事案対策専科教養を継続することによる、DV・ストーカー等対応専門員の増強 ・全所属職員に対して、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する相談段階からの対応、指導教養の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・この種の事案は重大事件に発展するおそれがあることから、学生等の若者に対する被害防止の啓発を行うとともに、担当者に対して指導教養を徹底し、対応能力の向上を図ることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度より本部人身安全対処体制を増強し署への指導体制を強化(2名増員) ・県下12署への巡回指導において、担当者へ教養を実施(4月中) ・署当直責任者研修会において、当直責任者へ教養を実施(4/5) ・人身安全関連事案担当者研修会において、担当者へ教養を実施(7/24) ・人身安全関連事案対策専科教養において、担当者へ教養を実施(5/13～5/17) ・高知工科大学生に対し、DV・ストーカー被害防止対策教養を実施(10/4:約120名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も被害未然防止のため、学生等の若者に対する啓発を行うことが必要 ・今後も指導・教養を継続し、更なる有事即応能力の向上を図ることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生等の若者を対象とした被害防止の啓発を行う ・人身安全関連事案対策専科教養の継続によるDV・ストーカー等対応専門員の増強 ・全所属職員に対して、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する相談段階からの対応、指導教養の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・この種の事案は重大事件に発展するおそれがあることから、学生等の若者に対する被害防止の啓発を行うとともに、担当者に対して指導教養を徹底し、対応能力の向上を図ることが必要 	少年女性安全対策課	
287				<ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談、法律相談、男性相談等(女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業)(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員3名による一般相談と専門家による専門相談の体制を維持しつつ、相談員のスキルアップを図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への周知方法の検討 ・相談員のスキルアップ ・相談対応スキルの蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> 【女性対象】相談の実施 ・一般相談 ・法律相談(第2・4木曜日) ・こころの相談(第1木曜日) 【男性対象】相談の実施 ・男性のための悩み相談(第1・3火曜日、第4水曜日) <p>相談の実施により、女性問題の解決及び男女共同参画の啓発・推進が図られた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 1,113件 ・法律相談 46件 ・こころの相談 12件 ・男性相談 24件 <p>・相談員研修によるスキルアップを図りながら、専門的な研修への参加についても検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員3名による一般相談と専門家による専門相談の体制を維持しつつ、相談員のスキルアップを図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への周知方法の検討 ・相談員のスキルアップ ・相談対応スキルの蓄積 	ソーレ
288				<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談業務の実施(再掲) <p>高知県人権啓発センターでは人権全般の窓口として、電話、メール、手紙、面談で相談に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・多様化してきている人権相談に的確に対応し、相談者の立場に立ったよりの確かな助言等が行えるようスキルアップに努める必要がある。女性の女性相談としては「高知男女共同参画センター」や「女性支援センター」などの専門の窓口があり、連携を強化し対応する必要がある。 	「女性の女性」に関する相談として1件であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談にあたった担当者も、「女性の女性」に分類するか否かを判断に迷う事例が多いとのことである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県人権啓発センターでは人権全般の窓口として、電話、メール、手紙、面談で相談に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・多様化してきている人権相談に的確に対応し、相談者の立場に立ったよりの確かな助言等が行えるようスキルアップに努める必要がある。女性の女性相談としては「高知男女共同参画センター」や「女性支援センター」などの専門の窓口があり、連携を強化し対応する必要がある。 	人権課	
289				<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の保護と自立支援(再掲) <p>民間シェルターの活動により、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援に繋げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターの活動規模拡大により活動費・運営費が増大し、継続した被害者支援が困難になっている。 ・県と民間の役割分担や連携の在り方等について、第3次計画DV被害者支援計画に基づいた検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県民間シェルター運営費補助金100万円/年を限度に交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターの支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターの活動により、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターの活動規模拡大により活動費・運営費が増大し、継続した被害者支援が困難になっている。 ・県と民間の役割分担や連携の在り方等について、第3次計画DV被害者支援計画に基づいた検討が必要。 	県民生活・男女共同参画課	
290	III	女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次DV被害者支援計画の着実な実行と進捗管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の確実な実施と進捗管理に向けた関係課との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度実績については、関係各課からの評価を取りまとめた。 ・また、関係課の元年度上半期実績について取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の取りまとめを行うことにより、連携体制の把握、進捗状況の管理を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次DV被害者支援計画の着実な実行と進捗管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の確実な実施と進捗管理に向けた関係課との連携 	県民生活・男女共同参画課
291				<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間電話相談の実施 ・来所、出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・DV被害者へのカウンセリングの実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な研修は県外で実施されるものが多く、県内では少ない。このため、相談体制の確保と予算上(旅費、負担金)での制限があり、十分な参加が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 平日昼間 253件(延べ476件) 休日・夜間 150件(延べ415件) ・来所相談 194件(延べ399件) ・出張相談 9件(延べ14件) ・無料法律相談 19人 ・専門研修 延べ4人 ・所内研修 4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員、心理ケア職員等のスキルアップが図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間電話相談の実施 ・来所、出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・DV被害者へのカウンセリングの実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な研修は県外で実施されるものが多く、県内では少ない。このため、相談体制の確保と予算上(旅費、負担金)での制限があり、十分な参加が難しい。 	女性相談支援センター(県民生活・男女共同参画課)

通し番号	課	取組	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室
				R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
292			女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 ・県全体での支援ネットワークの構築・強化のため、引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加メンバーの見直し。 ・参加率をどう高めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット(結果)インプット(投入)により、具体的に表れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。昨年度と比較して、参加者数参加機関数とも増加。(H30年度・参加者76名、62機関(うち市町村22))	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 ・県全体での支援ネットワークの構築・強化のため、引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加メンバーの見直し。 ・参加率をどう高めるか。 	県民生活・男女共同参画課
293			相談関係者に対する研修・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 ・県全体での支援ネットワークの構築・強化のため、引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加メンバーの見直し。 ・参加率をどう高めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 ・県全体での支援ネットワークの構築・強化のため、引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。昨年度と比較して、参加者数参加機関数とも増加。(H30年度・参加者76名、62機関(うち市町村22))	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 ・県全体での支援ネットワークの構築・強化のため、引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加メンバーの見直し。 ・参加率をどう高めるか。 	県民生活・男女共同参画課
294	III	①女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・県内相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修を実施(3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談機関の相談者同士の情報交換や交流による連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各相談機関からの参加があり、相談員の間で活発な情報交換を行った。 ・本年度は広い会場を使用したことで、昨年度より大幅に参加者が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修を実施(3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談機関の相談者同士の情報交換や交流による連携の強化 	ソーレ	
295			DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM ・(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ○広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城・パールライトアップ ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○活用可能な広報媒体による広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。 	<ul style="list-style-type: none"> (上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/12) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポットアップの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所) ○高知城・パールライトアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・(人権啓発センター) ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM ・(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城・パールライトアップ ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○活用可能な広報媒体による広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。 	県民生活・男女共同参画課
296			DV啓発防止講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・DV啓発防止講演会の開催 ・啓発・情報提供 ・啓発誌の活用 ・情報誌やホームページでの啓発 ・出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との関係強化 ・配布先・機会の確保 ・教育機関への啓発・広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV啓発防止講演会の開催 ・啓発・情報提供 ・啓発誌の活用 ・情報誌やホームページでの啓発 ・出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV啓発防止講演会の開催 ・啓発・情報提供 ・啓発誌の活用 ・情報誌やホームページでの啓発 ・出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との関係強化 ・配布先・機会の確保 ・教育機関への啓発・広報 	ソーレ	

通し番号	テーマ	課題	取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課室	
				取組の内容	R1年度実施計画 (インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画 (インプット)		実施上の課題等
297				DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進	民間シェルターの活動により、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援に繋げる。	・民間シェルターの活動規模拡大により活動費・運営費が増大し、継続した被害者支援が困難になっている。 ・県と民間の役割分担や連携の在り方等について、第3次計画DV被害者支援計画に基づいた検討が必要。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に表れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化		民間シェルターの活動により、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援に繋げる。	・民間シェルターの活動規模拡大により活動費・運営費が増大し、継続した被害者支援が困難になっている。 ・県と民間の役割分担や連携の在り方等について、第3次計画DV被害者支援計画に基づいた検討が必要。	県民生活・男女共同参画課
298	III	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶		・引き続き、被害者に対する捜査員の事案及び相談対応能力を高めるため専科教養を実施することが必要	・被害者の心情に配慮した対応をするため、担当者に限らず、全職員に対し指導教養を徹底することが必要	・令和元年度より本部人身安全対処体制を増強し署への指導体制を強化(2名増員) ・県下12署への巡回指導において、担当者へ教養を実施(4月中) ・署当直責任者研修会において、当直責任者に対し、教養を実施(4/5) ・人身安全関連事案担当者研修会において、担当者へ教養を実施(7/24) ・人身安全関連事案対策専科教養において、担当者への教養を実施(5/13～5/17) ・高知工科大学生に対するDV・ストーカー被害防止対策教養を実施(10/4:約120名)	・捜査員による事案対応能力及び相談対応能力の向上を図った。 ・被害者の心情に配慮した対応をするため、担当者に限らず、全職員に対し更なる指導教養を徹底することが必要	・引き続き、被害者に対する捜査員の事案及び相談対応能力を高めるため専科教養を実施することが必要	・被害者の心情に配慮した対応をするため、担当者に限らず、全職員に対し指導教養を徹底することが必要	少年女性安全対策課
299				被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	・各種支援制度を適切かつ犯罪被害者の心情に配慮して運用するために、各種教養及び研修による被害者支援教養を継続するとともに、警察への被害申告や相談をためらう被害者が、警察への相談を決意する契機となるよう、各種相談窓口に関する広報の充実	・平成29年度に精神科医等による犯罪被害者等への支援に要する公費負担制度の運用を、平成30年度に犯罪被害現場におけるハウススクリーニングに要する費用の公費負担制度の運用を開始していることから、従前の公費負担制度に加え、これらの新規制度を漏れなく実施するために、幅広い参加者に対する教養を引き続き実施するとともに、被害の潜在化の防止に取り組むことが必要	・各警察署への巡回教養、警察学校での初任科教養を含む専科教養等を実施するとともに、各研修会において被害者支援に関する教養を実施(9月末時点) 巡回教養受講者 357人 学校教養受講者 95人 研修会参加者 137人 ・講演会の開催や各種媒体を活用した広報啓発活動を実施 ・性犯罪被害相談電話全国共通ダイヤル#8103のフリーダイヤル化	・女性被害相談電話及び警察総合相談電話受理担当者に対する研修会において被害者支援教養を実施し、犯罪被害者の心情に配慮した対応への心構えを醸成 ・積極的な公費負担制度の運用による犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減(緊急避難場所公費負担制度4件、性犯罪被害者に対する公費負担制度9件) ・性犯罪被害相談電話全国共通ダイヤル#8103のフリーダイヤル化により、性犯罪被害者が相談しやすい環境を構築	引き続き、教養・研修会を実施し、各種支援制度の適切な運用を図るとともに、講演会や街頭活動等を通して、犯罪被害者等の現状や各種施策、相談窓口等に関する広報を積極的に実施	効果的な媒体を活用した広報や犯罪被害者等による講演会、研修会を実施し、被害相談窓口の周知を図るとともに、職員に対し、犯罪被害者の心情を理解させるための教養を充実させることが必要	県民支援相談課